

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」三次答申(案)に対する意見及び意見に対する考え方

- 意見募集期間：令和8年7月22日(水)から同年8月25日(火)まで
- 案件番号：145210741
- 意見提出数：16件(法人・団体：9件、個人：2件、匿名：5件) ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者：以下のとおり(受付順・敬称略)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	個人A	9	株式会社NTTドコモ
2	匿名A	10	ソフトバンク株式会社
3	匿名B	11	楽天モバイル株式会社
4	匿名C	12	NTT東日本株式会社
5	日本先進通信株式会社	13	株式会社オプテージ
6	個人B	14	NTT西日本株式会社
7	匿名D	15	KDDI株式会社
8	日本ケーブルテレビ連盟	16	匿名E

■ 「第2章 新たに追加するユニバーサルサービスの扱い」に対する意見

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見1)(P.3 第1節 ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い(2) 考え方について) ○メタル設備を用いた加入電話サービスから代替サービスへの円滑な移行を実現するためには、当社の電話のユニバーサルサービスを効率的かつサステナブルに提供する観点から、MNO事業者の提供するモバイル網固定電話の活用が必要であると考えます。具体的には、光未提供エリアや利用者からの提供希望があった場合等には、新たな光設備の構築や工事立ち合い等の利用者負担を要しないモバイル網固定電話を活用することで、円滑なサービス移行を実現し、利用者利便の確保に資するものと考えます。また、モバイル網固定電話は、サービス移行時の活用に加え、災害その他非常の場合における復旧手段としても有効であると考えており、メタル・光ケーブルを用いた電話サービスと比較して早期の復旧が可能となることから、電話のユニバーサルサービスの安定的な提供の確保に資するものと考えます。 ○上記の観点から、本答申案において、MNO事業者からモバイル網固定電話の卸提供を受けて当社が当該サービスを電話のユニバーサルサービスとして提供することを可能とするための制度整備を早急に進める方向が明確とされたことについて賛同します。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見1に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見2)(モバイル網固定電話における緊急通報仕様の利用者周知と見直し時期の明記についての意見) 1. 該当箇所 第2章 第1節 ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い(2ページから4ページ、図1) 2. 意見の要旨 モバイル網固定電話の緊急通報機能について、短期的な現行仕様(GPS・基地局位置情報)の許容に伴う利用者への説明義務化と、中長期的な機能向上(住所・氏名等の通知)に向けた具体化ロードマップを明記してください。 3. 理由および具体的な改善案 モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化において、早期普及と低廉性を優先し、緊急通報時の位置情報通知が現行携帯電話仕様(住所情報や氏名が自動通知されない場合がある)で許容されています。しかし、利用者が従来のメタル固定電話と同等の緊急通報性能があると誤認した場合、緊急時の安全上の不利益につながる恐れがあります。 この課題に対し、以下の容易な見直しを提案いたします。 (1) 事業者がモバイル網固定電話を提供する際、契約時の重要事項説明等において「緊急通報時の位置情報通知仕様および利用上の留意点」を分かりやすく周知することを、関係省令またはガイドラインにおいて義務付けてください。 (2) 中長期的な課題とされている精度の高い位置情報(住所情報、OABJ番号、氏名)の通知実現について、「制度施行後2年以内の検討・検証」といった具体的な時期(ロードマップ)を答申またはガイドラインに追記してください。 これにより、利用者の安全に対する誤解を防ぐとともに、技術標準の向上に向けた事業者の継続的な取り組みを確実に促すことができます。	(意見2に対する考え方) ○ 本答申(案)P3のとおり、IPネットワーク設備委員会でとりまとめられた「モバイル網固定電話の技術的条件」については、「各社の創意工夫によって既に提供されている「モバイル網を活用した固定電話サービス」が従来のメタル固定電話並みのサービス水準ではなくとも利用者に受け入れられている現状を踏まえた上で、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話について、「不可欠性、低廉性、利用可能性」に最大限配慮しつつ、最低限の品質を確保しようとするもの」と考えます。 ○ 利用者が従来のメタル固定電話と同等の緊急通報性能があると誤認するおそれについて、現に携帯電話事業者から提供されている「モバイル網を活用した固定電話サービス」については、契約時に緊急通報における注意事項が周知されていると承知しています。また、NTT東西が固定電話の代替サービスとしてモバイル網固定電話を提供する場合には、「NTT東西の他社設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」の3(5)に記載のとおり、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可に当たり、従来の加入電話等と他社設備を用いたモバイル網固定電話との品質・サービス・品質の違い等の周知方法等に関して、認可の審査事項とされています。	無

【個人A】	○ 緊急通報の中長期的な課題に係る検討等の具体的な時期に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。	
(意見3)(P.2～4 第1節 ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱いについて) ・モバイル網固定電話について、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合を含め、ユニバーサルサービス化の早期実現に向けて必要な制度整備を進めるとの方向性に賛同いたします。 ・その上で、モバイル網固定電話はあくまで電話サービスを維持するための手段の一つであり、光ファイバ等を活用した高品質な通信環境の整備を代替するものではないことから、NTT東西において無線方式への過度な依存が生じないよう、引き続き提供実態を継続的に確認し、適切な検証を行うことが必要と考えます。 ・また、NTT東西による卸事業者の選定にあたっては、他事業者が十分に検討・準備を行えるよう、公募期間や提供開始までのスケジュールについて十分な期間を確保する必要があると考えます。特に、NTTグループ内の事業者とそれ以外の事業者との間で、選定条件の同等性を担保すべきと考えます。 ・なお、緊急通報機能については、中長期的に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名の通知を含めて検討を進めるとされています。これらの機能の実装は事業者のシステム開発、設備投資及び運用体制の構築に極めて大きな影響を及ぼす可能性があることから、あらかじめ関係事業者の意見を十分に聴取し、実装に要する期間にも配慮した上で、慎重に議論を進めることが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	(意見3に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東西における提供実態の検証については、令和8年1月26日に開催された第5回固定電話サービス移行円滑化委員会において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされたことを踏まえ、同委員会において必要な検証を行っていくことが適当と考えます。 ○ 緊急通報の中長期的な課題に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
(意見4)(P.3 第1節 ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い(2) 考え方について) 現在、MNO各社が提供するモバイル網固定電話については、各社の創意工夫により低廉な料金でサービスが提供されています。緊急通報についても、携帯電話サービスをベースとし、音声伝送携帯電話番号による緊急通報や、GPS・基地局情報等を活用した位置情報の通知を行う仕組みとすることで、低廉なサービスの実現とその普及・拡大が図られています。 一方、三次答申(案)においては、緊急通報機能について、「現行サービス仕様での早期のサービス提供を可能とした上で、住所情報等の通知についても、モバイル網固定電話の普及段階に確実に実現するよう継続的に検討する方針」とされています。 しかしながら、現在の携帯電話サービスをベースとした緊急通報の仕組みに、「住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名」を通知する機能を具備することについては、技術的な実現可能性や仕組みの変更による運用面での複雑性について十分な検証が必要と考えます。また、新たな機能の実装に伴うシステム開発・運用等の費用が増大することで、モバイル網固定電話の特長である低廉性が損なわれ、ひいてはその普及・拡大に影響を及ぼすことも懸念されます。 このため、住所情報等の通知機能について詳細な検討を行うにあたっては、具体的な実装時期や特定の仕様を前提とすることなく、事前に関係事業者を交えた十分な議論を行い、技術面・運用面・費用面を含む実装可能性や低廉なサービスの持続可能性を十分に検証することが必須と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見4に対する考え方) ○ 緊急通報の中長期的な課題に係る御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
(意見5)(P.4～5 第2節 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いについて) ・ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービス化するにあたり、サービス品質や対象区域など、多岐にわたる事項について制度検討が必要と認識しており、事業者においても、制度内容を踏まえ	(意見5に対する考え方) ○ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)については、一次答申において、「全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9年度末までに	無

た運用体制の構築等に一定の準備期間を要するものと考えます。 ・本答申案における「令和9年度以降検討を開始」および一次答申における「令和10年度からの開始を念頭に検討」を前提とする場合、制度設計及び事業者による各種準備のための期間が必ずしも十分に確保できず、利用者への安定的なサービス提供に影響が生じる可能性がありますと考えます。 ・したがって、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスとして提供する時期について、令和10年度からの開始を必ずしも前提とせず、事業者による運用準備が整った段階で開始することを要望します。 【株式会社NTTドコモ】	99.9%とすることを目指す」とする政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお光ファイバの未整備の世帯において、目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、ユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当であるとされたことを踏まえつつ、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方や、支援区域の指定要件における扱いを含め、令和9年度以降、上述の政府目標の達成状況の見通しも踏まえた上で、具体的な検討に着手することが適当としているものです。 ○ 本答申(案)P5のとおり、「令和9年度以降」に検討に着手することが適当であり、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスとして提供する時期等については、円滑な運用開始に向けて関係事業者等からの意見も考慮しつつ、一次答申等も踏まえ、丁寧に検討することが適当と考えます。	
(意見6)(P.4～5 第2節 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱いについて) ・ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービス化について、これまでの答申内容も踏まえつつ、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点から、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方や、支援区域の指定要件(「競合事業者がいないこと」)における扱いを含め、今後具体的な検討に着手することが適当とされた点について賛同いたします。 ・一方、光ファイバは国民生活・経済活動を支える基幹インフラであり、その重要性は引き続き高い状況です。 ・ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスへの位置付けについては、令和10年度の導入を前提として検討を進めるのではなく、まずは「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」(令和5年4月25日総務省)(以下「インフラ整備計画」という。)に基づく整備目標の光ファイバ世帯カバー率99.9%を達成すべきであり、仮に達成されない場合は導入時期を延期すべきと考えます。 【KDDI株式会社】	(意見6に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスへの位置付けの導入時期については、考え方5のとおりです。	無
(意見7)(P5 第2節 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い(3) 考え方について) 一次答申においては、「なお光ファイバが未整備の世帯において、(中略)ユニバーサルサービスとして制度化を検討することが適当」とされ、三次答申(案)においては、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービス化に向けて、「これまでの答申内容も踏まえつつ、安定的な通信インフラ基盤の整備に資するかどうかの観点」から検討することが適当とされています。 この点、全国で同一のサービスとして展開されているものについて、提供地域によって基礎的電気通信役務とそれ以外の電気通信役務に区分する制度とした場合、地域ごとに異なる管理や運用が必要となる等、電気通信事業者のシステム・業務運用が複雑化し、多大な負担が生じることが懸念されます。こうした運用負担の増大は、結果としてユニバーサルサービスの効率的かつ安定的な提供にも影響を及ぼす可能性があります。 このため、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービス化についての検討に当たっては、こうした実務上の影響についても十分考慮し、関係する電気通信事業者の運用に負担が生じることのな	(意見7に対する考え方) ○ ワイヤレス固定ブロードバンドのユニバーサルサービス化についての今後の検討においては、関係事業者・団体からのヒアリングの機会を設けることなどにより、丁寧な議論を進めることが適当と考えます。	無

いよう配慮いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】		
(意見8)(P.5 第2節 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い(3) 考え方について) ○ユニバーサルサービスの効率的な提供による国民負担増加の抑止の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービス化に向けた検討についてはできるだけ早期に開始いただくことが必要と考えます。 ○また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を対象とする役務提供確認の実現にあたっては、固定ブロードバンドサービスとの提供形態の違いも踏まえた事業者間での検討に時間を要することも考慮の上、スケジュールの整理をいただきたいと思います。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見8に対する考え方) ○ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービス化に向けた検討の時期については、考え方5のとおりです。 ○ 導入時期を含む今後の検討においては、関係事業者・団体からのヒアリングの機会を設けることなどにより、丁寧な議論を進めることが適当と考えます。	無
(意見9)(P.5 第2節 ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い(1)背景、(3) 考え方について) ・本答申案において、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスとして制度化する具体的な検討に向けて、令和9年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%とする政府目標の達成状況の見通しも踏まえ、令和9年度以降に具体的な検討に着手する方向性が示されたことは、制度全体のコストミニマムに資することや光ファイバが未整備の地域におけるユニバーサルサービスの需要に速やかに対応する観点から重要と認識しております。 ・他方、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、現行の対象役務(FTTH等)と比べ、移動通信サービス共用の無線回線(携帯電話網)を用いる等の性質の違いがあることを踏まえつつ、品質担保の在り方や、対象とする世帯の考え方、交付金・負担金の算定の在り方等、複雑多岐にわたる検討が必要と想定されます。 ・これらの検討においては一定の時間を要する可能性があることを踏まえ、政府目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がユニバーサルサービスとして提供可能となるための具体的な制度整備が速やかに進められることが重要と考えます。 【株式会社オプテージ】	(意見9に対する考え方) ○ 御意見のとおり、ワイヤレス固定ブロードバンドのユニバーサルサービス化については、ユニバーサルサービスとしての品質の在り方をはじめ多岐にわたる検討が必要であり、その際には、関係事業者・団体からのヒアリングの機会を設けることなどにより、丁寧な議論を進め、具体的な制度整備を講じることが適当と考えます。	無

■ 「第3章 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方」に対する意見

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見10)(ブロードバンド未整備地域の利用者に配慮した非デジタル受付体制の標準化についての意見) 1. 該当箇所 第3章 第1節 役務提供確認の手続(8ページから9ページ) 第3章 第2節 2. 最終保障提供責務の対象となりうる「提供の求め」(10ページから11ページ) 2. 意見の要旨 ブロードバンド環境が存在しない地域の利用者が「提供の求め」を行う際の不利益を防ぐため、電話や郵送など非デジタルな受付体制の必須化および自治体窓口との連携ルールを明記してください。 3. 理由および具体的な改善案 本制度はブロードバンド未整備地域や通信環境に恵まれない利用者を救済するための制度ですが、役務提供確認や申請手続きがWebフォームやインターネット経由を中心に設計されると、当事者である未整備地域の住民が自ら申請できない「デジタル・デバイド(情報格差)」が生じます。 この問題を解消するため、以下のルール明確化を提案いたします。 (1) 最終保障事業者および受付窓口の運用基準として、Web受付だけでなく「電話(フリーダイヤル等)」および「紙面(郵送)」による受付窓口の設置をガイドライン等で必須として明記してください。 (2) 地方公共団体(市町村等)が地元住民の意向を取りまとめて「提供の求め」を行う際の標準的な申請様式や連絡フローを定め、自治体が円滑に住民と事業者間を媒介できるようにしてください。 本改善は現場の受付体制やマニュアルの規定で対応可能であり、制度が真に必要とされる利用者に確実に行き渡る環境を整備できます。 【個人A】	(意見10に対する考え方) ○ 本答申(案)P9のとおり、今後、最終保障提供責務の導入までの間に、さらに詳細を検討するに当たっては、「ブロードバンドサービスの提供の求めは、ブロードバンド環境にない利用者からなされることも想定して、利用者と事業者が円滑に連絡できる手段を念頭に置いて検討を進めること」としております。 ○ また、本答申(案)P11のとおり、「地方公共団体から、地元住民に対して固定電話・ブロードバンドの役務を提供してほしいとの申込みがあったときも、個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合」には提供の求めに該当すると考えられるとしており、これを想定して検討を進めることが適当と考えられます。 ○ いずれにしても、いただいた御意見については、総務省における役務提供確認手続の具体化や運用の参考としつつ、検討を進めていくことが適当と考えます。	無
(意見11)(P.6～9 第1節 役務提供確認の手続について) ・「役務提供確認データベース」を用いて提供可能な事業者を判定する仕組みを導入し、その構築・運用の業務を基礎的電気通信役務支援機関による「交付金の交付」に附帯する業務(改正電気通信事業法第107条第5号)として位置付けることが適当とされた点について賛同いたします。 ・なお、当該業務に係るコストについては、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が負担した分が負担金の原価に含まれるものであり、NTT東西が最終保障電気通信役務の提供のために当該データベースを利用した際の人件費等のコストは支援業務費用及び、交付金原価に含まれないものと理解しております。この点について、制度整備にあたり明確化いただくことを要望いたします。 【KDDI株式会社】	(意見11に対する考え方) ○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

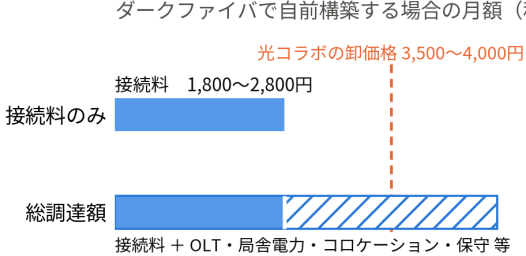
(意見12)(P.7～9 第1節 役務提供確認の手続 (1)背景、(3)考え方について) ・役務提供確認DBにおける提供エリアの基準値である「世帯カバー率10%超」について、運用開始時点では当該基準を用いつつ、「運用開始後の状況を踏まえ改めて適切な基準について議論を実施予定」とする本答申案の方向性に賛同します。 ・この点、運用開始後に基準値の妥当性を適切に検証できるよう、検証に必要となるデータや検証の時期・方法について、あらかじめ検討しておくことが必要と考えます。例えば、役務提供確認DBにおいて提供可能として案内された区域内電気通信事業者について、実際の提供可否の件数・割合等を把握し、運用開始から半年後を目途に検証を行うことも一案と考えます。 ・なお、あらかじめ設定した検証時期にかかわらず、運用開始後、利用者利便への影響等の課題が確認された場合には、必要に応じて速やかに基準値や運用方法の見直しを検討することが重要と考えます。 ・現在検討されている仕組みでは、利用者は、役務提供確認DB上で提供可能とされた区域内電気通信事業者に自ら申し込み、当該事業者にて提供できない場合には他の事業者への申し込みを繰り返す必要が生じるなど、利用者に負担や混乱を生じさせるおそれがあると考えます。 ・特に、運用開始時点では「世帯カバー率10%超」で提供可能と判定されることから、DB上では提供可能とされても、実際には利用者への提供が困難なケースが相当程度生じる可能性があります。その結果、利用者が複数の事業者への申し込みを経た後に、最終的に最終保障提供責務の履行に至ることも想定されます。 ・この点、利用者に事業者ごとの提供可否の確認を委ねるのではなく、最終保障電気通信事業者が利用者からの求めを一元的に受け付け、区域内電気通信事業者への提供可否の確認まで行う仕組みとすることで、提供可能な事業者によるサービス提供または最終保障提供責務の履行まで円滑につなぎ、利用者の負担・混乱を可能な限り軽減することが重要と考えます。 【株式会社オプテージ】	(意見12に対する考え方) ○ 1点目の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 2点目以降の御意見については、総務省において、今後の事業者間会合における検討状況や運用開始後の状況等を踏まえ、必要な制度整備について、継続的に検討することが適当であると考えます。 ○ なお、現在検討されている運用案では、利用者が自ら役務提供確認DBで検索することは想定しておらず、利用者から求めを受けた最終保障電気通信事業者・区域内電気通信事業者が連携して対応を行い、利用者に過度な負担や混乱を生じさせることのないよう、考慮が行われているものと認識しています。	無
(意見13)(P.8 第1節 役務提供確認の手続 (3)考え方について) ○最終保障電気通信事業者(以下、最終保障事業者)及び区域内電気通信事業者(以下、区域内事業者)間での検討を踏まえ、当社より提案した「役務提供確認データベース」を用いた役務提供確認の実現方式(以下、本方式)について、本答申案において「基本的に妥当」との評価をいただいたことを踏まえ、制度の運用開始までに、本方式を用いた役務提供確認について各区域内事業者との間で合意形成を図った上で、事業者間での運用体制を整理していく考えです。 ○その際には、本答申案においていただいたご指摘を踏まえ、今後の事業者間での本方式に関する運用検討を通じて、利用者利便の向上に資する対応についても引き続き議論していく考えです。 ○また、「事業者間連携ツール」は、役務提供確認の実現にあたって不可欠である事業者間の利用者情報の授受にあたって、利用者への確実かつ速やかな回答を行うための効率性と利用者情報に係るセキュリティの担保を両立するために用いるものであり、「役務提供確認データベース」と同様、本方式による役務提供確認にあたって不可欠かつ最終保障事業者及び区域内事業者双方がその便益を享受し得るものであることを踏まえ、その制度上の位置づけや交付金の扱いについて引き続きご検討をいただきたいと考えます。 ○今後、事業者間での合意形成・運用体制を整理していく中で、特定の事業者が本方式について合理的な理由なく合意しない場合や、合意したにもかかわらず適正な運用を行わない場合であって、事業者間での解決が困難な際には、総務省殿において適切なご指導をお願いしたいと考えます。 ○また、上記の事象が生じた際には、当該の事業者との間において役務提供確認が適正に実施できるよう	(意見13に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ○ 「事業者間連携ツール」に関しては、本答申(案)のP8注釈において「附帯業務とすべきか否か、交付金の対象とすべきか否かを含め、引き続き、検討することが適当」とされています。 ○ また、御意見のような事象により役務提供確認が適切に行われない場合には、必要に応じて、総務大臣が電気通信事業法に基づく一般監督権限に基づき、報告徴求等の対応を行うことが適当と考えます。最終保障電気通信事業者においては、当該報告徴求等を踏まえながら、利用者への通知を含め、適切に役務提供確認等の対応を行うことが適当と考えます。なお、役務提供確認が適切に行われない場合の利用者への通知については、最終保障電気通信事業者において、利用者に対して進捗の説明などを随時行うことが、利用者保護の観点からは望ましいと考えます。	無

になるまでの間、当該事業者の業務区域においては、利用者からユニバーサルサービスの提供の求めがあったとしても、最終保障提供責務の履行要否の判断(利用者への提供可否の回答)は保留せざるを得ないことになると考えられますが、認識相違ないか確認させていただきたいと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】		
(意見14)(P.9 第1節 役務提供確認の手続 (3)考え方について) 三次答申(案)においては、「利用者が制度を理解した上で第三者に惑わされることなく円滑に手続が進められる」よう運用することが示されています。 これを実現するためには、利用者にとってより一層便利で分かりやすく、安心して手続を行うことができる仕組みとすることを前提として、利用者の観点から制度・手続上の課題を継続的に把握・抽出し、必要な対応方を検討していくことが重要と考えます。 その上で、委員の意見で「自治体を参画させて利用者の意見を反映」等とあるように、各事業者の取組のみならず、行政(総務省殿、地方自治体 等)の制度周知の取組により利用者の制度理解を高めることも「第三者に惑わされることなく円滑に手続が進められる」ことを確保するために重要であることから、これを確実に実施いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	(意見14に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ○ 総務省において、今後の事業者間会合における検討状況や運用開始後の状況等を踏まえ、必要な制度整備について、継続的に検討することが適当であると考えます。 ○ また、関係事業者や総務省が連携して、周知に取り組むことが適当であると考えます。	無
(意見15)(P.10～20 第2節新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用の在り方について) ・地方公共団体から、地元住民に対して固定電話・ブロードバンドの役務を提供してほしいとの申出があった場合であっても、個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合は「提供の求め」に該当する、とされています。 ・この考え方については、自治体による面的な整備ニーズが最終保障事業者にも明確に伝達されることにより、最終保障事業者による自主的なエリア整備が促され、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)」「(令和5年4月25日総務省)に基づく整備目標の光ファイバ世帯カバー率99.9%(令和9年度末まで)」の実現を加速させる効果が期待されることから、地域のデジタル基盤整備を着実に進める観点で、一定の意義があるものと考えます。 ・一方、自治体からの求めがあっても、最終保障事業者が自ら整備を実施しないケースにおいては、地域全体のエリア整備が停滞するおそれがあります。このため、制度運用に当たっては、最終保障事業者が自治体に対し、当該地域において役務提供が可能な事業者を一括して通知する仕組み等を検討することが適当と考えます。 ・これにより、地域住民の負担軽減を図るとともに、地域におけるブロードバンドサービスの整備機会を確保し、面的なエリア整備をより円滑に推進することが可能になると考えます。 【KDDI株式会社】	(意見15に対する考え方) ○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、役務提供確認等を経て区域内電気通信事業者が役務を提供することとなるケースを含め、最終保障提供責務の具体的な運用の在り方については、総務省において、今後の事業者間会合における検討状況や運用開始後の状況等を踏まえ、必要な制度整備について、継続的に検討することが適当であると考えます。 ○ なお、地方公共団体からの提供の求めに関しては、答申(案)P11のとおり「個々の地元住民からの役務提供の求めが具体化している場合」を前提としたものであり、個々の地元住民の求めの内容に応じて対応することが前提となります。	無
(意見16)(P.11 第2節 2. 最終保障提供責務の対象となりうる「提供の求め」について) ○地方公共団体から地元住民に対する「提供の求め」があった場合においても、役務提供確認を適切に行うには、「提供の求め」の主体である個々の地元住民に具体的な要望内容(回線設置場所の詳細等)や利用者情報の取扱いについて確認を行う必要があるため、地方公共団体からいただいた情報を踏まえつつも、事業者と個々の地元住民の間で直接やりとりを行う必要があると考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見16に対する考え方) ○ 御意見のとおり役務提供確認の手続きにおいては、事業者と住民の間で丁寧にやりとりを進めていただくことが重要と認識しています。 ○ いずれにしても、総務省において、今後の事業者間会合における検討状況や運用開始後の状況等を踏まえ、必要な制度整備について、継続的に検討することが適当であると考えます。	無

(意見17) (P.12～13 第2節 4. 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」及び役務提供中に提供を終了できる「正当な理由」(1) 背景について) ・本答申案においては、「追加的な需要に応じるための合理的な対応」を行った上でなお、当該需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込めない場合が「経営上の理由」の典型として整理され、「追加的な需要に応じるための合理的な対応」の具体例として、提供場所における光ファイバの敷設や引き込みが可能かどうかについて調査を行うことが該当するものと認識しています。 ・この点、当社はWebページ等においてサービスの提供可否を公表しているところ、提供不可としている場所については、その判断に当たり、設備の敷設・引き込みの可否や提供に要するコスト等について、あらかじめ必要な調査・検討を行った上で、採算上、サービスの提供が困難であると判断している状況です。 ・このように、事業者が既に必要な調査・検討を行った上で、提供コストに見合う収益が見込めないことを理由として提供不可と判断している場所については、当該調査・検討をもって「追加的な需要に応じるための合理的な対応」を行ったものとして取り扱うことが適当と考えます。 【株式会社オプテージ】	(意見17に対する考え方) ○ 本答申(案)P13のとおり、電気通信事業者が、例えば、「①提供場所における光ファイバの敷設や引き込みが可能かどうかについて調査を行う」、「②利用者側の端末の設置場所を工夫する、レピータを設置する等により通信環境の改善を図る」、「③工事等の人員不足が見込まれる場合は体制や工期を調整する」等の「追加的な需要に応じるための合理的な対応」を行った上で、当該需要に応えるための提供コストに見合う収益が見込めない場合には、原則として「経営上の理由」に該当するものと考えます。 ○ 他方で、最終保障提供責務は、離島や山間部等の条件不利地域で個別に生じることが想定され、多様なケースが生じることが想定されることから、個別に判断していくことが適当と考えます。	無
(意見18) (P.15 第2節 4. 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」及び役務提供中に提供を終了できる「正当な理由」(3) 考え方 ア「特にやむを得ない理由」について) ○最終保障提供責務の制度運用を実際に進めていく中で、本答申案に記載のケース以外にも、現時点で想定できない「特にやむを得ない理由」に該当する事象が生じる可能性があることから、制度の運用開始後も必要に応じて、タイムリーにガイドラインの見直しを行うなど、実態に即した運用をお願いしたいと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見18に対する考え方) ○ 御意見については、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無
(意見19) (P.16 第2節 4. 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」及び役務提供中に提供を終了できる「正当な理由」(3) 考え方 イ「正当な理由(経営上の理由を除く。)」について) ○最終保障事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」に該当する事象は、最終保障電気通信役務の提供開始後においても生じることが想定されますが、当該事象が生じた場合は最終保障電気通信役務の提供の継続が著しく困難となることから、「特にやむを得ない理由」についても、最終保障電気通信役務の提供を終了できる「正当な理由」に該当するものと整理を図ることが適当と考えます。(具体的には、災害等により、4. (3)アの「特にやむを得ない理由」の具体例①～④に示す事象が生じ、役務提供の継続が著しく困難又は不適当と認められる状況になった場合等を想定) ○また、最終保障提供責務の制度運用が開始され、実際に運用を進めていく中で、本答申案に記載のケース以外にも、現時点では想定できない「正当な理由(経営上の理由を除く。)」に該当する事象が生じる可能性があることから、制度の運用開始後も必要に応じて、タイムリーにガイドラインの見直しを行うなど、実態に即した運用をお願いしたいと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見19に対する考え方) ○ 前段の御意見について、基本的には、役務提供の開始後に「特にやむを得ない理由」に相当する事象等が生じた場合には、本答申(案)P13の「その他の正当な理由」のうち、「天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合」に類するものとして、「正当な理由」に該当しうものと考えます。 ○ ただし、「特にやむを得ない理由」については、あくまで役務の提供の開始に係る概念であり、最終保障電気通信役務の提供を終了できる「正当な理由」に該当するかどうかについては、個別具体的に判断されるべきものと考えます。 ○ 後段の御意見については、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無
(意見20) (P.17 第2節 5. 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方 (3) 考え方について) ○最終保障提供責務の制度運用が開始され、実際に運用を進めていく中で、本答申案に記載の典型例以外にも、現時点では想定できない「必要な協力」を求めるケースが判明する可能性があることから、制度の運	(意見20に対する考え方) ○ 御意見については、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無

用開始後も必要に応じて、タイムリーにガイドラインの見直しを行うなど、実態に即した運用をお願いしたいと考えます。 ○本答申案の通り、「最終保障電気通信役務の提供に必要な協力」を円滑かつ効率的に実現するにあたっては、事業者間の協議に係る手続きや運用フロー等について、予め事業者間共通のルール（協力を要望する際あるいはその要望に対して協力の可否や条件を回答する際に提示する項目・内容や回答までの標準期間等）を整備しておくことが必要と考えます。 ○上記のルールについては、今後、事業者間で議論した上で、検討状況・内容等を総務省殿に報告させていただきたいと考えていますが、その際には、総務省殿において、その報告内容を踏まえ、協議に係る手続き等についてもガイドラインへの反映をお願いしたいと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】		
(意見21)(P.17 第2節 5. 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方 (3) 考え方について) ・近隣電気通信事業者の協力として、既存の電気通信設備等を用いて行うことを基本とした本答申案に賛同します。 ・今後のガイドライン検討にあたっては、最終保障電気通信事業者および近隣電気通信事業者の事業実態等を十分に踏まえるとともに、近隣電気通信事業者の既存の事業運営や設備計画等に過度な負担を生じさせないことにも留意いただき、関係事業者にとって持続可能な制度とすることが重要と考えます。 【株式会社オプテージ】	(意見21に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見22)(P.17 第2節 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針 5. 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方 (3) 考え方について) 「必要な協力」の内容として示されている①から③について、その具体的な内容をガイドラインに記載し、明確化することは妥当であると考えます。 一方、光ファイバ(予備芯線)、コロケーション設備、線路敷設基盤等には、現時点で使用されていない場合であっても、電気通信役務の安定的かつ継続的な提供を確保する観点から、障害発生時等に備えた予備設備や、ネットワークの冗長性を確保するために必要な設備として確保されているものが存在します。これらを一律に「必要な協力」の対象とした場合には、設備を保有する電気通信事業者による電気通信役務の安定的な提供・確保に支障を及ぼすおそれがあります。 このため、光ファイバ(予備芯線)、コロケーション設備、線路敷設基盤等のうち、電気通信役務の安定的な提供・確保のための予備設備や冗長性確保のために必要な設備については、「必要な協力」の対象外となることをガイドラインに明示することを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	(意見22に対する考え方) ○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、本答申(案)P18のとおり、「冗長性確保や災害への備えのため予備として確保している設備等であって、現に使用している又は使用する見込みがある場合」を含め、コロケーションや共架のスペースに空きがなく、協力すれば自らの電気通信役務に影響が生じる場合には、「影響の原因が解消されるまでの間、「正当な理由」に当たる」ものとしており、これを踏まえ、総務省においてガイドラインを作成することが適当と考えます。	無
(意見23)(第2節5(必要な協力の在り方)、第2節6(協定等の細目) p.16～20について) 【要旨】 メタル設備の撤去に伴う移行の局面で、契約名義の不一致という形式的な事由により利用者が最終保障役務や電話番号を失うことのないよう、承継確認の柔軟化を図る利用者保護の規律を設けていただきたく存じます。 【詳細】	(意見23に対する考え方) ○ 御意見は、NTT東西が行う固定電話サービスの移行に関するものであり、最終保障提供制度固有の話ではないことから、本答申(案)の意見募集の対象外と考え、御意見として承ります。	無

当社は、合併により権利を承継した法人が、旧名義(消滅法人)のままでは移行を拒まれ、名義を変更しようにも旧代表印の押印等が物理的に不可能である、という事案に現に直面しております。本件は、令和7年12月15日付けで、貴省(北海道総合通信局経由)に照会を申し上げます。 同様の事態は、過去にも生じております。2001年のADSL導入期において、電話加入権者とADSL申込者の名義が一致しないことを理由とする開通拒絶が広く発生し、普及の隘路となりました。当時は、外的な要請が生じるまで事務手続の柔軟化が図られなかったものと承知しております。PSTNマイグレーションという国策の転換期において、同じ形の壁が再び現れているように見受けられます。 メタルの撤去は事業者側の都合による設備の変更です。その移行の局面で、形式的な名義の要件により利用者が電話番号及び役務の継続利用を失うことは、相当でないと考えます。登記事項証明書等の公的書類により承継及び同一性が確認できる場合には、手続を簡素化する余地があると存じます。 【求める対応】 メタル撤去に伴う移行において、登記等により承継・同一性が確認できる場合は形式的な名義要件を緩和し、最終保障役務及び電話番号の継続利用を担保する利用者保護の規律・手続を整備していただきたく存じます。具体的には、登記事項証明書等により権利の承継及び同一性が確認できる場合には、旧契約者の押印等を要せず名義の承継を認める取扱いを、答申又はこれを受けた制度整備において明記していただきたく存じます。 【日本先進通信株式会社】		
(意見24)(第2節5(必要な協力の在り方)、第2節6(協定等の細目) p.16～20について) 【要旨】 協力の対価を「適正な原価＋適正な利潤」とする方向に賛同いたします。もっとも、協力応諾義務は「自社に予備芯線がない」「技術的に2芯単位でしか貸せない」といった説明により容易に空洞化いたします。免除事由を限定し、必要最小単位での貸出しを担保していただきたく存じます。 【詳細】 当社が現に受けた説明は、次の二つです。 ① 自社にダークファイバがない(例:UCOM光)。 ② 技術的理由により、2芯単位でしか貸せない(電力系事業者の例)。 ①は、保有状況の申告のみで応諾義務を免れるものです。②は、必要量の2倍の調達を強いるものです。いずれも「正当な理由」の範囲が定まっていないために生じております。 設備側の費用が卸・接続の採算を左右することは、光コラボレーション事業者が800社を超える一方、ダークファイバによる自前網の構築がほぼ皆無であるという実態が示しております。当社の試算では、ダークファイバ接続料(1芯当たり1,800円から2,800円)それ自体は、光コラボレーションで同等の回線を調達する場合の卸価格(3,500円から4,000円)を下回りますが、これにOLT等の局内設備費、局舎電力・コロケーション費用及び保守費を加えた総調達額は、当該卸価格を上回ります。接続料が低廉であっても、自前で構築する道は開かれておりません。	(意見24に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、本答申(案)P18のとおり、近隣電気通信事業者が協議に応じることを拒否できる「正当な理由」については、接続応諾義務を負わない「正当な理由」(電気通信事業法第32条等)をベースに整理しています。この「正当な理由」については、本答申(案)P10のとおり、「最終保障提供責務の導入に伴う新たなユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、その基本的考え方として、ユニバーサルサービスを提供する全ての電気通信事業者の企業努力や最終保障電気通信事業者との協力関係の構築を通じた経済合理性の働く範囲内でのユニバーサルサービスの提供範囲の最大化と、経済合理性の働かない範囲での通信環境の整備・維持を支援する交付金制度との両輪によって、「ユニバーサルサービス制度の最適解」を実現すること」が旨として運用を行うことが適当であり、ケースに応じて個々に判断することが適当と考えます。	無

ダークファイバで自前構築する場合の月額（税抜）  ※ 斜線部は当社試算による概算であり、内訳は別途お示しします。 図2 ダークファイバによる自前構築の採算 また、総括原価方式は、原価が大きいほど貸出元の利潤が増える構造を内包いたします。したがって対価の原価は、貸出元の自己申告のみに依拠せず検証される必要があると考えます。参考として、接続に係る作業単金は約款上6,706円／時である一方、貴省がお示しになった労務費（法定福利費込み約34,639円／日）の時給換算は約4,329円であり、その差の内訳は示されておりません。委託費についても、資本関係及び定義上の出向の有無のみで検証を終えるのではなく、転籍・退職再雇用を含む人材の異動を踏まえた実質的な関係を考慮する必要があると考えます。 【求める対応】 ① 協力応諾義務の免除事由（「正当な理由」）を限定し、設備の不保有・技術的理由・2芯単位等を理由とする実質的な貸出拒否及び過剰供給を認めず、必要最小単位での区間貸し・芯線貸しを担保すること。 ② 対価の原価の算定にあたり、委託費・労務費について、資本関係のみならず人材の異動を含む実質的な関係を踏まえた第三者による検証と、原価明細の開示を求めること。 【日本先進通信株式会社】		
（意見 25）（第2節5 必要な協力の在り方、第2節6 協定等の細目 p.16～20 について） 【要旨】 「必要な協力」の範囲に、局舎内コロケーション空間の提供と、競争事業者による自前線路の敷設・接続の受入れを明記していただきたく存じます。あわせて、法第 128 条に基づく協議の認可申請が「事業者間接続に関する事柄」を理由に返戻される運用について、その法令上の根拠をお示しいただきたく存じます。 【詳細】 当社は、相互接続のために NTT 東西局舎内へ自前光ファイバを敷設・接続しようとした際、接続自体は拒まれないものの、局舎内への自前設備の敷設（管路・空間の利用）が認められず、物理的な接続に至らない事案に直面いたしました。 電気通信事業法第 128 条に基づく土地等の使用の協議の認可申請についても、「事業者間接続に関する事柄」であるとして返戻されております。しかし、同条は認定電気通信事業者に土地等の使用に係る協議及び認可の途を認める規定であり、その相手方が電気通信事業者である場合を除外する明文は見当たりません。当該運用に法令上の根拠があるのであれば、条文、通達又は審査基準をお示しいただきたく存じます。根拠が存在しないのであれば、運用を改めていただきたく存じます。 「必要な協力」を貸出しに限定いたしますと、局舎内の空間や自前敷設の受入れという、相互接続に不可	（意見25に対する考え方） ○ 本答申（案）P17のとおり、近隣電気通信事業者による「「必要な協力」の内容については、制度上限定はされておらず、個別具体的な状況に応じた様々なもの」が想定されますが、その形態が相互接続に該当する場合には、既存の相互接続制度の枠組みに基づき、当事者間で協議等を行うことが適当と考えます。 ○ なお、法第128条に基づく協議の認可申請に係る御意見については、本答申（案）の意見募集の対象外です。	無

欠な協力が抜け落ちます。芯線は借りられるが、自ら敷く道は開かれていない、という状態が残ります。

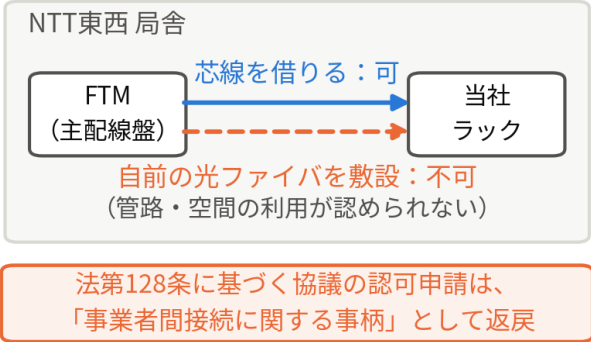


図3 局舎内で認められること・認められないこと

【求める対応】

「必要な協力」の範囲に、局舎内コロケーション空間の提供と、競争事業者による自前線路の敷設・接続の受入れを明記していただきたく存じます。あわせて、法第 128 条(土地等の使用)と法第 32 条(接続)の適用関係を整理し、協力の対価・条件を透明化していただきたく存じます。加えて、法第 128 条に基づく協議の認可申請を返戻する運用の根拠を明らかにし、根拠が存在しない場合は当該運用を改めていただきたく存じます。

【日本先進通信株式会社】

(意見26) (P.17 第2節 新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針 6. 近隣電気通信事業者による必要な協力に係る協定等の細目 (3) 考え方について)

・最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に支払うべき具体的な金額を含む「協定等の細目」について、当事者間の協議に委ねることを基本とする本答申案に賛同します。

・なお、近隣電気通信事業者による設備提供に要する費用については、設備の設置地域やその利用状況、保守・運用方法等が事業者ごとに異なることから、NTT東西殿における一般的な設備設置に係るコストと比較して高い水準となる場合も想定されます。

・この点、近隣電気通信事業者から提示された金額が、最終保障電気通信事業者の想定する水準を仮に大きく上回る場合であっても、そのことのみを以って裁定手続に移行するのではなく、例えば以下のような点を踏まえた総務省殿による調停の機会を設けていただくなど、段階的かつ慎重なプロセスとして整備されることを要望いたします。

- 1、当事者間における協議の経緯
- 2、当事者双方の算定根拠
- 3、近隣電気通信事業者における設備提供の実態や個別事情等

【株式会社オプテージ】

(意見26に対する考え方)

○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。

○ 後段の御意見について、本答申(案)P19のとおり、協定等の細目については、「個別具体的な状況に応じた最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間の協議に委ねることを基本とした上で、具体的な金額について当事者間の協議が調わないとき」において、総務大臣による裁定を行うこととすることが適当であるとしております。

○ 総務大臣による裁定に至るまでには、当事者間の協議において、当然ながら、金額の多寡だけではなく、固有の事情や実態を踏まえた話し合いが十分に行われることを想定しています。

無

■ 「第4章 新たなユニバーサルサービス制度に対応した交付金制度の在り方」に対する意見

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見27)(第1節 交付金制度の在り方についての基本的考え方(3) 考え方について) ○我が国の通信インフラは、固定電話サービスを全国に広くあまねく安定的に提供することを目的としたメタル回線基盤の整備に始まり、その後の社会・技術の変化に応じて、ブロードバンドサービスの提供を目的とした光ファイバやCATV網、モバイル網など多様な基盤の整備が複数の事業者によって多層的に進められてきたところ、近年、社会全体のデジタル化が加速する中において、我が国の国際競争力強化、産業・行政の効率化、少子高齢化や防災等の社会課題の解決手段を支える基盤としてその重要性はさらに高まっています。 ○一方で、少子高齢化と労働人口減少に伴う技術者の高齢化と後継者不足により、通信インフラの構築・保守人員の確保は年々厳しさを増してきていることに加え、インフレの進展に伴う物価高が続く中、ベンダーや委託先会社からの価格転嫁の要請に適切に応えていく社会的な責任や、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への事前対策・復旧対応の必要性を踏まえると、設備効率化等の事業者独力でコスト削減努力だけで将来にわたって通信インフラを安定的に維持し続けることは非常に困難な状況を迎えています。 ○これまでのユニバーサルサービスに係る通信政策においては、安定的なサービス提供の確保とコスト効率化の双方を志向してきたところですが、このような通信インフラを取り巻く社会状況の変化を踏まえれば、安定的なサービス提供の確保により重点を置いた政策へと転換していく必要があると考えます。そのためには、現行のユニバーサルサービスや今後整理される最終保障提供責務に係る交付金制度の拡充に加え、モバイルサービスや新技術の一層の活用を図ることで、複数の事業者が共同でユニバーサルサービスを支えていく環境を整えることが不可欠と考えます。 ○上記の観点から、本答申案で示された、「みんなで支えるユニバーサルサービス」の実現を目指し複数の電気通信事業者が連携することによって、ユニバーサルサービスをなるべく効率的に提供していくことを志向するユニバーサルサービスの交付金の在り方に関する基本的な考え方及び交付金制度の見直しの方向性について賛同します。 【NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社】	(意見27に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見 28)(ユニバーサルサービス料の中期見通し公表と費用対効果検証(PDCA)の導入についての意見) 1. 該当箇所 第 4 章 第 1 節から第 3 節 交付金制度の在り方(21 ページから 48 ページ) 2. 意見の要旨 交付金制度の見直しに伴う国民負担(ユニバーサルサービス料)の影響について、中期的な見通しの事前公表と、定期的な制度効果検証(PDCA)プロセスを導入してください。 3. 理由および具体的な改善案 電話の第一種交付金における「2シグマ措置(標準偏差の2倍を加算する補テン抑制措置)」の終了や、ブロードバンド第二種交付金における大幅赤字区域等の補テン対象拡充により、月額番号単価(ユニバーサルサービス料)の上昇が見込まれています。利用者が広く負担する制度である以上、負担増加に対する透明性と納得感の醸成が不可欠です。 そこで、以下の運用の導入を提案いたします。	(意見28に対する考え方) ○ 御意見のとおり、交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくことは重要であり、そのためには、本答申(案)P23のとおり、「交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当である。総務省においては、実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきである。」としています。 ○ 総務省においては、御意見の内容を踏まえつつ、交付金制度の検討・整備を進めることが適当と考えます。	無

(1) 第一種・第二種交付金制度の見直しが順次適用されるにあたり、今後数年間のユニバーサルサービス料(番号単価)の推計・中期見通しを、総務省ホームページ等で分かりやすく公表する運用を開始してください。 (2) 支援区域の指定見直し(国勢調査に合わせた5年周期)のタイミングにおいて、交付金投入によるブロードバンド未整備地域の解消実績や維持効果について事後検証を行い、結果を公表する仕組みを運用指針に位置付けてください。 これにより、国民への説明責任が果たされ、負担増加に対する国民的理解を得やすくなるとともに、制度運用の妥当性を継続的に担保できます。 【個人A】		
(意見29)(P.21～24 交付金制度の在り方についての基本的考え方) ・負担金を原資とする交付金による補填は、ユニバーサルサービスの維持が困難な地域に重点的に実施し、利用者負担の増加に配慮しつつ、実際のユニバーサルサービス料の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう交付金制度の検討・整備を進めるべきとの考え方に賛同いたします。 ・新たな制度導入により交付金規模が将来的に拡大し、利用者負担の増大につながる可能性もあることから、利用者が負担するユニバーサルサービス料の推移等を継続的に検証するとともに、制度全体の透明性及び持続可能性の確保に留意すべきと考えます。 ・その際、第一種交付金・第二種交付金・最終保障電気通信役務に係る交付金を個別に捉えるのではなく、これらの総額及び利用者1回線当たりの負担の見通しを一体的に把握した上で検討を行うことが不可欠と考えます。 ・また、総務省においては、利用者負担が際限なく増加することを回避するための適切な措置について検討が必要と考えます。 【KDDI株式会社】	(意見29に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本答申(案)P23のとおり、「交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくためには、交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当」であり、総務省においては、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべき」と考えます。	無
(意見30)(P21 第1節 交付金制度の在り方についての基本的考え方について) 不採算地域におけるブロードバンド環境の整備・維持に向けた制度見直しの基本的方向性について賛同致します。ただし、以下の点について十分な配慮および検討を行うことを要望致します。 <要望> 今般の制度見直しにおいて、交付金の対象区域(大幅赤字区域等)や対象設備が拡充されることに伴い、交付金規模が拡大し、事業者が負担する負担金(ひいては用者が負担するユニバーサルサービス料)が増大することが懸念されます。 つきましては、新設・拡充される交付金制度により算出される交付金総額および負担金額の算出方法について、過度な負担増加となっていないか、算定基準・規模感が妥当であるかについて、制度開始後も総務省において継続的かつ厳格な検証を実施していただくことを要望致します。 【日本ケーブルテレビ連盟】	(意見30に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 御要望については、本答申(案)P23のとおり、「交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくためには、交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当」であり、総務省においては、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべき」と考えます。	無
(意見31)(第1節・第2節 2σ補正の撤廃・LRIC・負担金 p.21～34について) 【要旨】 2σ補正の撤廃、LRIC方式の厳格運用及び非効率コストの控除に賛同いたします。あわせて、負担金の算定根拠を公開し、一定規模以下の事業者に係る免除又は軽減の閾値を設けていただきたく存じます。	(意見31に対する考え方) ○ 前段の御意見については本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見について、交付金算定の基礎となる原価の	無

【詳細】 交付金は不採算地域の既存提供事業者を負担金で支える制度でありますから、負担の公平性・透明性が要と考えます。検討過程でも、同一の利用者が複数の制度にまたがって負担することとなる点や、利用者負担の水準について、指摘がなされていると承知しております。 意見2で述べた原価膨張を放置すれば、非効率なコストが交付金・負担金として広く転嫁されます。控除の徹底は、制度の持続可能性そのものに関わると考えます。 【求める対応】 非効率コストの控除を徹底し、交付金・負担金の算定根拠を公開していただきたく存じます。あわせて、複数制度を合算した利用者負担の全体像と上限の目安をお示しいただき、負担金の算定において一定規模以下の電気通信事業者に係る免除又は軽減の閾値を設けていただきたく存じます（現行のユニバーサルサービス制度における免除の考え方をご参考にいただければ幸いです）。 【日本先進通信株式会社】	算定は、本答申（案）P30に記載のとおり、「固定電話網の非効率性を排除するためLRIC方式」により行われており、その入力値については、毎年度外部有識者による審議を経て決定していることから、一定の透明性は確保されていると考えます。 ○ また、電話のユニバーサルサービス制度に係る交付金の原資を負担する負担事業者については、競争促進や負担金徴収事務の効率性の観点から、前年度の電気通信事業収益が10億円を超える電気通信事業者に限られています。 注：左欄における「意見2」は、本資料における意見24を指すものです。	
（意見32）（P.23 第1節 交付金制度の在り方についての基本的考え方（3）考え方について） 電気通信事業者の手続の簡素化を目的として、「統一感のあるシンプルな制度設計」を志向することについては賛同します。今般、第一種交付金、第二種交付金及び最終保障提供責務に係る交付金が並存することとなる中で、制度全体としての負担が過度な水準とならないよう留意することが重要です。特に、各交付金に係る負担は、最終的には利用者からの料金収入によって賄われるものであり、利用者が負担する「ユニバーサルサービス料」等にも影響し得ることから、交付金額の規模・水準の適正性についても考慮する必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	（意見32に対する考え方） ○ 本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、本答申（案）P23のとおり、「交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくためには、交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当」であり、総務省においては、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべき」と考えます。	無
（意見33）（第2節 第一種交付金制度の見直しについて） ・現行制度の見直しにあたっては、電話サービスが将来的にブロードバンドサービスと一体的に提供される方向にあることを踏まえ、電話・ブロードバンドの一体的な交付金制度の在り方について検討を進めることが必要と考えます。 ・その際、加入電話サービスの終了に伴い、電話に係る交付金を縮小していく方向性を併せて明確化すべきと考えます。 【KDDI株式会社】	（意見33に対する考え方） ○ 御意見については、本答申（案）P26のとおり、「電話のユニバーサルサービスのうち少なくとも固定電話については、中長期的にはメタル加入電話が提供されることはなくなり、専ら光ファイバや携帯電話網をベースとしたサービスが提供されることになるため、第一種交付金制度についてもメタル加入電話をベースとした補填の仕組みは中長期的にはその役割を終え、光ファイバや携帯電話網をベースとした電話のユニバーサルサービスの提供コストが赤字となることが見込まれる場合には、その赤字を補填するための第一種交付金の算定方法等を整備していくことが必要となる。」としています。 ○ 一方で、メタル回線電話の維持コストは、光回線電話等への意向が進む中でも当面減らないと想定されることから、本答申（案）P27のとおり、「総務省においては、「光ファイバや携帯電話網をベースとした新たな交付金制度」について、メタル加入電話の移行の進捗状況も踏まえつつ、メタル加入電話移行後の電話のユニバーサルサービスの在り方と併せて、適切な時期に検討に着	無

	手することが求められる。」としています。	
(意見34) (P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第一種交付金の算定方法の見直し(3) 考え方について) 答申案に示された第一種交付金の算定方法の見直しに関する具体的な検討の方向性について賛同します。 一方、今後、具体的な制度設計を進めるに当たっては、三次答申(案)第4章第1節(3)に記載されているとおり、「実際の『ユニバーサルサービス料』の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきである」との考え方を十分に踏まえることが重要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見34に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見35) (P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 1. 基本的方向性 (3) 考え方について) ○加入電話(基本料)の赤字額に対する補填は一部に留まっており、残りの赤字額はNTT東西の他の事業の収益で賄わざるを得ない状況が続いています。(直近の2024年度実績では赤字▲609億円に対し補填額は28億円) ○メタル設備を用いた加入電話は、需要減に伴う赤字の拡大が続く中、今般、メタル設備の老朽化・維持限界を踏まえ、2035年頃のサービス終了に向け代替サービスへの移行を進めることとしておりますが、サービス移行期においては、加入電話の需要減は加速していく一方、お客様に安定したサービスを提供するために、メタル設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等は引き続き行う必要があります、ユーザ減に応じてリニアにコストを削減することができないことから、固定電話全体の赤字の更なる拡大は避けられないと考えます。 ○このような状況に加えて、現行の交付金制度が整理されてから約20年が経過し、下記の通り制度の前提としていた当時の状況は大きく変化していることも踏まえれば、早急にLRIC方式による原価算定とベンチマーク方式による交付金算定を柱とする現行の交付金制度の見直しが必要と考えます。 ・2035年頃のサービス終了が予定されている中、最新技術による設備を前提としたLRIC方式により算定された料金をベンチマークとして用いるコスト効率化(効率的な設備への更改対応等)を行うことは、現実的に不可能であること。 ・現行制度導入以降、固定電話(加入電話およびドライカッパ等を用いた他社直収電話)の縮退が進み、契約者数はピーク時に比べ約8割減少するとともに、他社の撤退により、現時点直収電話を提供する事業者は1社のみ(当該事業者も2029年度末にはサービス終了予定)となっている状況を踏まえれば、固定電話市場においては、基本的には、すでにエリアによらず競争事業者が加入電話と同様の設備形態(固定回線)で新規参入することが想定されない不採算地域になっていると考えられること。 ・加入電話に係る設備効率化・コスト低減等の取り組みを進めてきた結果、赤字額・番号単価は縮小していること(現状2円/電話番号) ○上記の観点から、本答申案で示された、現行の交付金制度を下記の通り見直す方向性に賛同します。 ・「コストベンチマークに「標準偏差の2倍(2σ)」を加えた額を超える部分に限り補填する措置」について、令和8年度中に当該措置を終了させるための制度整備を行い、令和10年度交付分から適用すること。 ・「LRIC方式により算定されたベンチマークを超える赤字部分のうち、不採算地域(回線単価上位4.9%)に限り補填する措置」について、現時点でドライカッパ等を用いた直収電話を提供する事業者がサービス終了する	(意見35に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無

までの間に、当該措置の見直しを検討すること。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】		
(意見36) (P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第一種交付金の算定方法の見直し (3) 考え方について) ○メタル設備を用いた加入電話は、2035年頃のサービス終了を予定しており、いかにコストミニマムかつ安定的にサービスを提供していくかという「維持・縮退フェーズ」に入っている状況において、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の適用による非効率性排除は現実的ではなく、実態と乖離しています。加えて、お客様が代替サービスに移行しても、メタル設備がすぐに撤去出来ない等の事情を踏まえれば、移行期間における固定電話の赤字は引き続き拡大する見込みであり、固定電話の安定的な提供を維持する観点から、接続料のみならず加入電話の交付金算定についても、現行のLRIC方式による原価算定を見直し、実際費用方式に基づいて原価算定を行うべきと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見36に対する考え方) ○ 固定電話網の非効率性を排除するためLRIC方式を採用している点については、答申(案)P30のとおり、メタル加入回線が電電公社の時代から敷設されてきた経緯を踏まえると、補填すべき赤字の範囲を画定するための基本的考え方として、現在でもなお一定の合理性を有すると考えられます。また、中長期的にはメタル加入回線は交付金制度の対象ではなくなることが見込まれるところ、メタル加入回線の赤字補填の考え方を基本から見直すことは制度対応コストの面から必ずしも合理的とは言えないことから、算定のベースとしては当面LRIC方式を採用することが適当と考えます。	無
(意見37) (P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第一種交付金の算定方法の見直し (3) 考え方について) ○2035年頃のサービス終了に向け、メタル設備を用いた加入電話から代替サービスへの移行を進める中においても、移行完了までの間、お客様に安定した加入電話サービス提供を継続することに資する見直しであり、本答申案の見直しの方向性に賛同します。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見37に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見38) (P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第一種交付金の算定方法の見直し (3) 考え方について) ○現行の加入電話の交付金算定において、その算定対象を回線単価上位4.9%の回線に限定しているのは、固定電話市場が一部の不採算地域を除き、サービスの採算を確保できる競争市場であるとしたうえで、競争の行われていない不採算地域の赤字に限定して補填を行うという考え方に基づくものと認識しています。 ○一方で、現行制度導入以降、固定電話(加入電話およびドライカッパ等を用いた他社直収電話)の縮退が進み、契約者数はピーク時に比べ約8割減少するとともに、他社の撤退により、現時点で直収電話を提供する事業者は1社のみ(当該事業者も2029年度末にはサービス終了予定)となっている状況を踏まえれば、固定電話市場においては、基本的には、すでにエリアによらず競争事業者が加入電話と同様の設備形態(固定回線)で新規参入することが想定されない不採算地域になっていると考えられることから、他事業者の撤退を待つことなく早急に、現行の回線単価上位4.9%に限り補填する措置は撤廃すべきと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見38に対する考え方) ○ 本答申(案)P30のとおり、「LRIC方式により算定されたベンチマークを超える赤字部分のうち、不採算地域(回線単価上位4.9%)に限り補填する措置については、メタル加入電話と同様の設備形態で提供する競合サービスの撤退が確実であること等も踏まえ、実際に終了するまでの間に、当該措置の見直しを検討することが適当」と考えます。	無
(意見39) (P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第一種交付金の算定方法の見直し (3) 考え方について) ○当社が提供を予定しているモバイル網固定電話の交付金制度の在り方について、今後、提供形態等が明らかになった段階で改めて検討する方向性を示した本答申案に賛同します。 ○なお、モバイル網固定電話の交付金制度の在り方を検討する際には、現行のワイヤレス固定電話の加入電話に係る交付金算定上の扱いについても、あわせて見直しを検討することが必要と考えます。	(意見39に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ なお、モバイル網固定電話の交付金制度の在り方を検討する際には、現行のワイヤレス固定電話の加入電話に係る交付金算定上の扱いについても、あわせて見直しを検討することが必要との御意見については、今後の検討の参考とさせて	無

【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	いただきます。	
(意見40)(P.30 第2節 第一種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第一種交付金の算定方法の見直し(3) 考え方について) ○NTT東西の赤字額と交付金額の比率に生じている格差を是正するための方策を講じることが適当とする本答申案の整理に賛同します。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見40に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。	無
(意見41)(第2節(第一種適格電気通信事業者の指定、第3章 円滑な提供 p.31～34／p.6～20) 【要旨】 エリアカバー率要件を「都道府県内100%」から「90%以上」へ緩和する方向に賛同いたします。ただし、交付金及び「必要な協力」の受領がNTT東西に集中し設備優位を温存することのないよう、競争中立を求めます。あわせて、電気通信番号使用計画の認定について標準処理期間を設定・公表していただきたく存じます。 【詳細】 責務者に付与される交付金及び近隣事業者の協力が実質的にNTT東西に集中すれば、寡占的な設備・卸の地位をかえて固定化しかねないと危惧しております。 また、指定基準を緩和しても、時間的・手続的な障壁が残れば中小・独立系は担い手になれません。当社の番号使用計画は、令和7年4月1日に事前相談として提出した後、事実上の確認までに半年以上を要し、令和8年2月25日付けで不認定とされました(総基番第35号)。 事業者間協議それ自体に行政手続法上の標準処理期間を課することが困難であることは承知しております。他方、電気通信番号使用計画の認定は行政庁の処分でありますから、同法第6条に基づく標準処理期間の設定・公表は、貴省の判断のみで直ちに可能と存じます。 【求める対応】 指定基準及び担当支援区域の設計において中小・独立系事業者の参入余地を確保し、責務者への交付金・協力の付与が競争を歪めていないかを、卸先・接続事業者の一次情報に基づき監視していただきたく存じます。あわせて、次の二点をご検討いただきたく存じます。 ① 電気通信番号使用計画の認定について、行政手続法第6条に基づく標準処理期間を設定・公表すること。 ② 接続の申込みに対する回答期限及び協議の標準的な所要期間を、接続約款の記載事項(法第33条第4項)として規定させること。 【日本先進通信株式会社】	(意見41に対する考え方) ○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の「競争中立」については、法律上、第一種適格電気通信事業者の指定は、NTT東西以外も申請を行うことが可能となっています。また、NTT東西が第一種適格電気通信事業者として指定される区域においても、他の電気通信事業者がサービスを提供することは可能であり、本答申(案)P31のとおり、今後ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話を提供することが想定される携帯電話事業者は、いずれも収支の見合う範囲内で、第一種適格電気通信事業者としての指定を受けずに提供する意向であることを踏まえると、直ちに具体的な競争上の問題が生じるものではないと考えます。 ○ また、電気通信番号使用計画の認定についての標準処理期間に関する御意見については、本答申(案)の意見募集の対象外ですが、当該標準処理期間は、設定・公表されています。	無
(意見42)(第3節 第二種交付金制度の見直し p.35～48 について) 大幅赤字区域について事業者の全体収支によらず第二種交付金の対象とし、安定的なサービス提供を確保する方向性について賛同致します。ただし、以下の点について十分な配慮および検討を行うことを要望致します。 <要望> 補填対象の拡大がそのまま負担金の無制限な膨張につながることは避けなければなりません。 つきましては、負担金の過度な増加を抑止し、適切な制度運用を図るため、以下の点について検討・実施し	(意見42に対する考え方) ○ 本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 本答申(案)P23では、「交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当である。総務省においては、実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきであ	無

ていただくよう要望致します。 1. 交付金内訳の可視化・開示: 第二種交付金の交付実績・見直しについて、「大幅な赤字の特別支援区域(大幅赤字区域)」と「それ以外の特別支援区域(未整備区域・公設区域等)」との内訳を明確化・公表し、透明性を確保すること。 2. 負担過大時における負担削減措置の検証・検討: 交付金総額および負担金が過大となった場合には、対象となる事業者のあり方の見直し(内部相互補助が可能な大規模事業者の扱い等)や、モデル上見込まれる赤字額を「大幅赤字」と判定する基準(金額水準)の引き上げなど、負担額を直接的に削減・抑制するための見直し策についても迅速に検討を実施すること。 3. モデルコストの厳格な精査: 交付金の対象となる赤字額の算定にあたっては、モデルコストの妥当性を十分に精査し、過剰な補填とならないよう算定基準を厳格に維持・管理すること 【日本ケーブルテレビ連盟】	る。」としています。 ○ 総務省においては、御意見の内容を踏まえつつ、交付金制度の検討・整備を進めることが適当と考えます。	
(意見43)(第3節 第二種交付金制度の見直し p.35～48 について) 【要旨】 交付金でNTT東西の光ファイバの費用を補填する場合、同一の費用を接続料・卸料金でも回収する「二重回収」を排除する仕組みが、答申(案)には記載されておりません。補助金の圧縮記帳と同等の規律が交付金についても働くことを、答申に明記していただきたく存じます。 【詳細】 当社は当該光ファイバを卸(光コラボ)及び接続(加入光ファイバ・ダークファイバ)で調達しております。貴省は従前、公的補助金は圧縮記帳により取得価額から控除して接続料原価に反映するため、補助金と接続料の二重取りは生じないのご説明になってこられました。 交付金についても同じ整理が必要と考えます。もっとも、答申(案)にはその記述が見当たりません。本意見は、二重回収が現に生じていると申し上げるものではなく、これを排除する仕組みが案文に示されていないことを指摘するものです。 仮に交付金が収支差を補填する設計であり、接続料収入及び卸料金収入が既に収益として算入されているのであれば、その旨を明記していただければ足ります。控除か収益算入かの別、その対象範囲(取得原価、維持費、共通費の配賦分)、及び接続料原価との突合の方法が示されない限り、後発事業者は、自らが支払う接続料・卸料金に補填済みの費用が重なって含まれていないことを確認する術を持ちません。 図1 交付金と接続料・卸料金の二つの回収経路	(意見43に対する考え方) ○ 当審議会答申「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(令和6年3月28日)において、「「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」である「第二種適格電気通信事業者」が、交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討することが適当」としています。具体的には、接続料の算定方法については、「第二種交付金の具体的な算定方法や、交付金で補填されないコストの規模等を踏まえつつ、ワーキンググループの検討過程で提案された支援区域において別の接続料(加算料)を設定する要否も含め、総務省において検討を継続することが適当」としたところであり、総務省において必要な検討が行われることが適当と考えます。	無

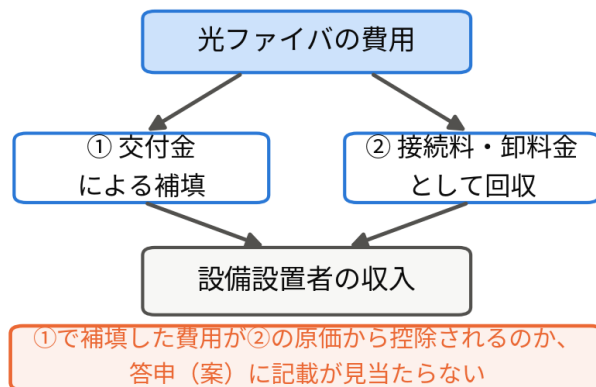


図1 交付金と接続料・卸料金の二つの回収経路

【求める対応】

交付金の補填対象費用と、接続料規則上の接続料原価及び卸料金の算定基礎との関係を整理し、同一の費用が重ねて回収されない仕組みを答申に明記していただきたく存じます。あわせて、その仕組みが働いていることを接続事業者・卸先事業者が事後に確認できるよう、補填対象費用の区分及び算定根拠を公表していただきたく存じます。

【日本先進通信株式会社】

（意見44）（第3節 第二種交付金制度の見直し p.35～48 について）

・総論で申し上げたとおり、「全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とする」との政府目標の実現に向け、政策的な整備を推進すべき区域について、「内部相互補助」の考え方を適用しない類型を拡大し、地域を業務エリアとする電気通信事業者が各地域におけるブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向で交付金制度を見直すことについては賛同いたします。

・一方で、大幅な規制緩和に伴い交付金規模の拡大が見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の持続的かつ安定的な運用を確保するためには、国民経済全体としての負担を最小化する観点も重要です。とりわけ、交付金の原資が利用者の負担するユニバーサルサービス料によって賄われることに鑑みれば、国民の理解と納得を得ながら制度を運営するため、その負担の合理性及び透明性を確保することが不可欠であると考えます。

・例えば、モデル上大幅な赤字が見込まれることを理由として新たに設けられる特別支援区域（大幅赤字区域）については、公設・未整備区域との一部重複はあるものの、NTT東西の担当支援区域のみで約1,400区域が想定されており、対象区域における算定対象回線数によっては交付金規模が大幅に拡大する可能性があります。

・このような中、真に補填を必要とする地域事業者と同様に、経営判断に基づき参入する全国事業者に対して補填を行うことについては、少なくとも以下の点を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えます。

①NTT東西のみが有する構造的・固有の優位性が引き続き存在していること

・メタル固定電話のみならずFTTHサービスについても、管路・電柱等の線路敷設基盤を活用して提供される

（意見44に対する考え方）

○ 前段の御意見は本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。

○ 後段の御意見については、第二種適格電気通信事業者の判断により担当支援区域の指定の解除申請が可能となる今後において、仮に大幅赤字区域の補填を受けられる事業者を前年度の日本全国における全体の収支が赤字のものに限るとした場合、広域で事業を行っている第二種適格電気通信事業者であっても、経営判断により、大幅赤字区域の指定の解除申請が行われることが想定されます。このため、大幅赤字区域における安定的なユニバーサルサービスの提供の確保のためには、第二種適格電気通信事業者の提供区域が広域か否かによって差異を設けることは適当でないと考えます。

無

ものであり、NTT東西は他の事業者が構築し得ない全国規模の線路敷設基盤を保有しており、規模の経済を発揮しながら不採算地域へサービスを展開し得る競争上の優位性を有していること。 ・メタル固定電話において長年形成してきた顧客基盤を活用し、既存利用者をFTTHへ移行できる立場にあることから、新規参入事業者が負担する顧客獲得コストや需要開拓コストが相対的に生じにくいこと。 ② 大幅赤字区域においても他の収益源を含めた収益性の確保が可能であること ・ソリューション事業やグループ体での総合的なサービス提供を強みとするNTT東西においては、自治体や地域企業向けのソリューション、関連サービスその他の付加価値サービスによる収益獲得が期待できることから、対象区域単体では不採算であっても、事業全体としては経営判断に基づく参入が十分に成立し得ること。 ③ 現行のコスト算定方式では事業者間の規模の経済の差異が十分に反映されていないこと ・大幅赤字区域の支援額は、第6条式（ベンチマーク方式）に基づき算定され、アクセス回線設備等及び離島における海底ケーブルが支援対象設備とされているものの、その算定方法は全国事業者と地域事業者との間に存在する規模の経済や調達力、業務運営効率等の差異を十分に反映したものとはなっていないこと。 ・全国事業者と地域事業者とで達成可能な効率性に差異があるにもかかわらず、一律の算定方式により支援額を算定した場合には、全国事業者に対しては必要以上の支援となり、地域事業者に対しては十分な支援とならない可能性があるため、事業者類型ごとのコスト構造や効率性の差異を踏まえ、モデルの外側で補正を行う仕組み等が必要であること。 【KDDI株式会社】		
（意見45）（P.37 第3節 第二種交付金制度の見直し 1. 基本的方向性（3）考え方について） ○本答申案において、現行制度の目的である不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定的な提供の確保、また、今後の最終保障提供責務の導入に伴う交付金の増大による国民負担の軽減を図るために、各地域で最も効率的にブロードバンドサービスの提供を行う事業者が適格電気通信事業者として地方のブロードバンドサービスの提供の役割を担っていただけるよう、現行制度においてインセンティブを高める方向で多くの制度見直しが志向されたこと、また最終保障電気通信役務に対する交付金の算定に係る事業者負担の軽減が図られる整理の方向性が示されたことについて賛同します。 ○当社としては、今後もコスト削減等の企業努力だけでは経済合理性を確保できないエリアにおいては制度を適切に活用し、未整備地域の解消等を推進して、持続可能なブロードバンドサービスの提供を行っていく考えです。 ○公設設備譲受時における設備状況の調査や第三者への占有申請等の手続きに要する自治体負担の費用等、現行の交付金・補助金の支援対象外となっている費用が公設設備の譲受や新規整備推進の障壁となっている場合もあることから、これらの支援対象外の費用についても交付金等による支援対象としていくことについても引き続きご検討いただきたいと思いますと考えます。 ○離島へのブロードバンドサービス提供のために利用している海底ケーブルについて、維持が困難である点は公設に限らず民設も同様であり、民設の海底ケーブルを利用してブロードバンドサービスを提供している区域も多く存在することから、政策目標の達成に向けたサービス提供の維持のためにも、民設の海底ケーブルの費用についても、全て交付金原価の対象とすることについて今後ご検討いただきたいと思いますと考えます。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	（意見45に対する考え方） ○ 前段の御意見は本答申（案）に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

(意見46)(P.37 第3節 第二種交付金制度の見直し 1. 基本的方向性 (3) 考え方について) 「みんなで支えるユニバーサルサービス」との理念に則り、手挙げ制への移行に伴い、第二種適格電気通信事業者がユニバーサルサービスの提供を担うための適切なインセンティブを確保するという方針については、一定の合理性があるものと考えます。 一方、事業全体の収支が黒字である場合であっても、「大幅赤字区域」に係る赤字を交付金により補填する措置については、ユニバーサルサービス制度における基本的な考え方である内部相互補助の例外を認めることとなるため、将来的に交付金規模が継続的に増大し、電気通信事業者及び利用者の負担の増加につながる懸念されます。 したがって、本措置を講じるに当たっては、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見46に対する考え方) ○ 本答申(案)P23のとおり、「交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくためには、交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当」であり、総務省においては、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべき」と考えます。	無
(意見47)(P.40 第3節 第二種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第二種交付金の算定方法の見直し (3) 考え方について) 特別支援区域の一類型である「大幅赤字区域」において、該当事業者の全体収支状況にかかわらず、モデル上の赤字額を基礎として第二種交付金を交付可能とする条件緩和措置を導入する場合には、当該措置が制度趣旨に沿って適切に運用され、期待された政策効果を上げているかを継続的に検証することが重要と考えます。 特に、当該措置は交付対象を拡大し得るものであることから、制度施行後における対象区域の実際の事業者数の推移、ブロードバンドの整備状況及び整備の促進効果、交付金額の推移等について、網羅的かつ具体的な定量データに基づき検証する必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見47に対する考え方) ○ 本答申(案)P23のとおり、「交付金制度を利用者の理解を得ながら運用していくためには、交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当」であり、総務省においては、「実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべき」と考えます。	無
(意見48)(P.42 第3節 第二種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ① 第二種交付金の算定方法の見直し (3) 考え方について) ・本答申案において、今後、「カバー率」の算定に工業団地等の事業所も勘案するとの方向性が示されているところ、事業所をカバー率の算定に加えることについては慎重に検討すべきと考えます。 ・当該「カバー率」については、これまでも国勢調査に基づく世帯数を基礎として事業者が毎年度報告してきたところ、事業所を新たに勘案する場合、担当支援区域の指定にとどまらず、カバー率に係る現行の報告制度にも影響が及ぶ可能性があることから、その影響範囲を十分に整理する必要があると考えます。 ・また、事業所を勘案する趣旨は、「世帯は存在しないが事業所は存在する区域」におけるブロードバンドサービスの整備を推進することにあると理解している一方で、事業者はサービス提供可能な事業所を必ずしも把握しておらず、区域内の事業所総数の把握方法も現時点では明らかでないことから、新たな調査・報告負担が懸念されます。 ・こうした点を踏まえ、カバー率に事業所を勘案するとしても、例えば、世帯が存在しない区域に対象を限定するなど、今回の制度見直しの目的達成に必要な範囲にとどめることを基本として、既存の報告への影響や事業者負担にも配慮いただき、具体的な算定方法を慎重に検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	(意見48に対する考え方) ○ 本答申(案)P42に記載のとおり、最終保障電気通信役務の提供を求めることは、法人も可能となることから、支援区域や担当支援区域の指定に当たり勘案するカバー率には、世帯のみならず事業所も含めることが適当と考えます。	無

(意見49)(P.46 第3節 第二種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ②第二種適格電気通信事業者の指定に係る手続 (3) 考え方について) ○支援の予見性の確保のため、本来は、一度支援を開始した区域については、役務提供を継続している期間に実際に生じた赤字の補填を継続いただくことが望ましいことから、今後の交付金額の見直し等も踏まえながら、支援の継続期間について、引き続きご検討いただきたいと思います。 ○また、本答申案に記載の手続に関する見直し内容に加えて、第二種適格電気通信事業者の指定の申請時および第二種適格電気通信事業者として年に一度の提出・公表が求められている「特別支援区域整備・役務提供計画書」については、以下の観点から、今後、提出・公表を不要とする見直しについてもご検討いただきたいと思います。 ・未整備地域における新規整備については、最終保障提供責務導入後は事業者が計画的に実施する従来の形態から、利用者の求めに応じて実施する形態に移行していくため、事業者があらかじめ整備計画を策定することが困難であること ・公設設備の民設移行については、自治体単位で実施するものであり、町字単位での移行計画策定は実態として行っていないこと ・第二種適格電気通信事業者の指定申請の都度及び年次対応として、町字単位に計画を策定し、計画書の作成・公表を行うことは制度の対応負担が大きいことから、不要にすることで第二種適格電気通信事業者の参入ハードルが下がり、手挙げ促進が見込まれること ○負担金徴収手続きで顕在化した課題については、制度の透明性・予見可能性を確保しつつ、事業者負担の軽減や手続きの簡素化・効率化の観点から速やかに見直しをご検討いただきたいと思います。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見49に対する考え方) ○ 前段及び後段の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 ○ 中段の「特別支援区域整備・役務提供計画書」については、一の特別支援区域について複数の事業者から担当支援区域としての指定申請があった場合の判断に資するものと考えますが、全国の各エリアで一定のカバー率を有する電気通信事業者が、最終保障提供責務を含め、各エリアでのブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向で制度設計することが必要かつ適当と考えられることから、総務省においては、計画書の提出範囲を限定するなど、事業者負担も勘案した制度整備を行うことが適当と考えます。	無
(意見50)(P.48 第3節 第二種交付金制度の見直し 2. 具体的な方向性 ②第二種適格電気通信事業者の指定に係る手続 (3) 考え方について) ユニバーサルサービス制度においては、制度に伴う負担を利用者に転嫁することが許容されている一方、負担対象となる事業者・サービスの範囲や、MVNO・集合住宅に係る負担・徴収のフロー等、制度や実務上の取扱いが複雑化するほど、電気通信事業者をはじめとする関係者全体の規制コストが増大することが懸念されます。 特に現行の第二種負担金に係る制度は、負担対象となる事業者・サービスの判定から、負担額の算定、徴収等に至るまで、既に極めて複雑な制度・実務運用となっています。このような極めて複雑な仕組みを将来にわたり継続することは、関係する電気通信事業者に恒常的に大きな負担を生じさせるものであり、現状においても、安定的かつ持続可能な制度運用という観点から看過できない状況です。 また、制度の複雑化は、事業者の実務負担増大にとどまらず、実際に負担を求められる利用者にとっても、負担の趣旨や仕組みを理解することを困難にし、制度に対する理解や納得を得にくくする要因となります。 このため、今後のユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、制度全体を簡素で分かりやすく、関係者の実務負担を抑えた制度設計・運用とすることを重要な原則として位置付けるべきです。 加えて、実際の負担・徴収等の運用が一巡した段階において、電気通信事業者その他の関係者から広く意見を聴取する機会を設け、その結果を踏まえて制度・運用の簡素化や見直しを行うことを強く要望します。 【ソフトバンク株式会社】	(意見50に対する考え方) ○ 本答申(案)P48のとおり、「第二種負担金の納付義務を負う高速度データ伝送役務提供事業者からも負担金の徴収手続について見直しの要望が寄せられていることも踏まえ、令和8年度以降の交付金に係る負担金徴収の執行状況を注視し、顕在化した課題については、その対応方策について速やかに検討することが適当」と考えます。	無

(意見51)(P.52 第4節 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 ①ブロードバンドの最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 (3) 考え方について) ○最終保障提供責務は事業者に責務として課されるものであり、責務の履行により生じた赤字は期間によらず全額補填の対象とすることが必要と考えます。 ○最終保障電気通信役務の提供終了後だけでなく、設備の故障や料金未納等により役務提供の中断・停止を行っている間についても、「責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内」での補填の対象としていただきたいと思います。 【NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社】	(意見51に対する考え方) ○ 本答申(案)P52のとおり、最終保障電気通信役務に対する交付金については、「責務としての提供が継続していたならば通常補填される範囲内、一定の期間継続して第二種交付金の算定対象とすることが適当」であり、設備の故障や料金未納等により役務提供が中断・停止となっている期間についても、事情を勘案しながら第二種交付金の算定対象とすることが適当と考えます。	無
(意見52)(P.52 第4節 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 ①ブロードバンドの最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 (3) 考え方について) 適格電気通信事業者として参入する際のハードルを緩和するととの制度趣旨を踏まえ、最終保障電気通信役務に係る既存設備コストの算定負担を軽減する方向性については、一定の合理性があると考えます。 一方、本算定モデルの導入が制度趣旨に沿って実際に参入促進につながっているかについては、制度施行後の運用実態を踏まえて検証することが重要と考えます。 具体的には、複数の事業者が自主的なブロードバンド整備及び最終保障電気通信役務の「担い手」として参入し、多様な事業者による健全な参入インセンティブが実際に機能しているかについて、適格電気通信事業者数や対象地域、サービス提供状況等の具体的な実績を踏まえ、定期的に検証することを要望します。 また、検証の結果、期待された参入促進効果が十分に認められない場合には、その要因を分析した上で、必要に応じて算定モデルや制度運用の見直しを検討することが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見52に対する考え方) ○ 検証に係る御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
(意見53)(P.53 第4節 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 ①ブロードバンドの最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 (3) 考え方について) 最終保障電気通信役務に係るコストや整備実態を適切に把握し、算定モデルや制度運用の妥当性を検証するためには、実際の回線構築実績に基づく検証を行うことが重要と考えます。 このため、最終保障電気通信役務提供事業者が実際に構築した回線について、芯線数、敷設距離、構築費用等の基礎的なデータを総務省殿に報告し、これらを網羅的に検証する等、サンプリング調査の適切な仕組みについて検討することが望ましいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見53に対する考え方) ○ 本答申(案)P53のとおり、最終保障電気通信役務に対する交付金については、「制度施行後において、サンプリング調査等により、原価の算定方法等の妥当性を検証する仕組みを検討することが適当」と考えます。	無
(意見54)(P.49～54 第4節 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法について) ・経済合理性のみではサービス提供が困難な地域を含め、希望する全ての利用者にユニバーサルサービスが提供されるよう、「真に支援を必要とするところに重点的に支援を行う」との考えの下、負担金を原資とするユニバーサルサービス交付金制度の見直しを進める方向性については賛同いたします。 ・一方で、光ファイバ未整備地域の解消や公設設備の民設移行の促進に向けては、高度無線環境整備推進事業をはじめとする既存の補助制度が措置されていることから、まずはこれらの施策を最大限活用すべきと考えます。その上で、なお不足する整備費用については、コストの効率化や既存支援との重複排除を十分に行ったうえで、ユニバーサルサービス交付金により補填する仕組みとすべきと考えます。 ・また、最終保障電気通信役務の提供に要する費用については、光ファイバ等の整備費用(減価償却費)及び	(意見54に対する考え方) ○ 前段の御意見は本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 最終保障電気通信役務の提供に要する費用のうち既存設備に相当する部分についての実績を把握することについては、本答申(案)P51のとおり、「最終保障電気通信役務は町字よりも細かい「個々の提供場所」ごとに提供されることとなり、その提供に係る既存設備の維持コストを算出することは、現行制度以上に細分化した単位で設備量等の把握や按分が必要となるなど事	無

維持費を補填対象とすることを基本とし、新規設備に相当する部分については、当該設備の利用状況にかかわらず、共用による費用配賦を行わず、実際に構築に要した費用の全額を補填対象とする考え方が示されています。 ・これに対し、既存設備に相当する部分については、事業者の算定負担の軽減を目的として、既存のモデル費用(第6条式)を用いて算定することとされています。区域ごとの特性を踏まえてブロードバンドサービスの維持に要する費用を合理的に推計したモデル費用を用いることには一定の合理性が認められるものの、当該モデル費用と実際に負担しているコストとの間に乖離が生じる場合には、対象区域において実際には黒字であるにもかかわらず、交付金による補填が行われる可能性があります。 ・ユニバーサルサービス料を原資とする制度として、国民負担の合理性及び透明性を確保する観点からは、モデルにより算定された費用と実際の収支との間に生じる超過利益相当額について、交付金額から控除する仕組みや、一定期間経過後に実績を踏まえて精算する仕組みについても検討すべきと考えます。 ・最終保障電気通信役務の提供にあたり、新設設備に要する費用を交付対象とする場合には、国民や他事業者の負担を適正な水準に保つため、投資の効率性や妥当性を事前に確認し、過大な設備投資が生じない仕組みとすることが不可欠です。 ・具体的には、あらかじめガイドライン等で、交付金の対象として認められる標準的な設備スペックやコストの目安を明確化しておくことが有効であると考えます。その上で、事業者が事後的に交付金を申請する際に、当該設備が役務提供に必要な最小限のものであったことを報告させる仕組みを設けることで、過大な設備投資に対する十分な事前抑制効果が働き、適正な制度運用が確保できると考えます。 ・加えて、「サンプリング調査等による事後検証」においては、その検証の実効性を高める運用が求められます。万一、サンプリング調査において過大な設備投資や不適当な費用計上が確認された場合には、当該事業者に対する検証対象を拡大し、全件調査を実施するなど、厳格な事後調査を行う仕組みをあらかじめ制度上、明確にしておくことが適当です。これにより、交付金規模の適正性が担保され、制度運用の信頼性がより一層高まると考えます。 【KDDI株式会社】	業者の手続上の負担が大きくなり、複数の電気通信事業者が最終保障提供責務を含めたブロードバンド環境整備の担い手として手を挙げやすくするという目的の妨げとなるおそれ」があり、後段の御意見のような「一定期間経過後の実績を踏まえて精算する仕組み」についても、同様のおそれがあるものと考えます。 このため、本答申(案)P53のとおり、「制度施行後において、サンプリング調査等により、原価の算定方法等の妥当性を検証する仕組みを検討することが適当」と考えます。
(意見55)(P.52～53 第4節 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 ①ブロードバンドの最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 (3) 考え方について) ・本答申案の通り、近隣電気通信事業者による必要な「協力の対価」について、最終保障電気通信役務の提供に要する費用として第二種交付金の算定対象とする方向性であると認識しています。 ・この点、交付金算定・交付のプロセスや交付金の適正性確保のための方策において、仮に近隣電気通信事業者が提供する設備の料金が直接的に開示される、または推測できるような内容で間接的に開示されるようなことがあれば、当該近隣電気通信事業者による通常の事業戦略や価格交渉にも影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・これを踏まえ、事業者間の公正な競争を阻害することのないよう、例えば以下のような場合における「協力の対価」に関する情報の公開の在り方(事業者名の開示可否、細目の粒度等)に留意の上、制度設計頂くことを要望いたします。 1、設備を借りる最終保障電気通信事業者が、ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する収支等を公開する場合 2、設備を借りるために要した費用が、交付金算定の対象コストとして扱われ公開される場合	(意見55に対する考え方) ○ 最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者から「必要な協力」を経た場合に支払う「協力の対価」の額等については、基本的には当事者間の協議に委ねることを基本としており、個別の算定方法は規定しないこととすることが適当としています。 他方で、交付金規模の適正性を確保するため、最終保障電気通信事業者において、「協力の対価」として第二種交付金の原価として算定した額が、自ら設備を設置するとした場合に要すると見込まれる費用の額よりも少ないことを疎明する等の方策を検討することが適当としており、いただいた御意見については、総務省における本検討の際に留意することが適当と考えます。 無

【株式会社オプテージ】		
(意見56)(P.54 第4節 最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 ②電話の最終保障電気通信役務に対する交付金の算定方法 (3) 考え方について) 当面想定される電話ユニバーサルサービスの最終保障電気通信役務について、ブロードバンドユニバーサルサービス制度による補填の仕組みを適用することについては、一定の合理性があると考えます。 一方、電話ユニバーサルサービス制度そのものの在り方については、今後の固定通信サービスの提供構造の変化等に伴い、制度の位置付けや最終保障提供責務の在り方等が変化する可能性があると考えます。 このため、今回の補填の仕組みを将来にわたり固定的なものとするのではなく、今後、電話ユニバーサルサービス制度の在り方について検討を行う際には、その検討結果や制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、ブロードバンドユニバーサルサービス制度による補填の仕組みについても、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	(意見56に対する考え方) ○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、ユニバーサルサービス制度の在り方は、社会環境の変化等を踏まえ、引き続き適時適切に検討を行うことが適当と考えます。	無

■ 「第5章 おわりに」に対する意見

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見57) 今般の答申(案)における見直しの方向性が、「利用者が支払う『ユニバーサルサービス料』を実質的な原資とする貴重な交付金について、経済合理性のみでは提供が困難なエリアを含めて、希望する全ての方々にユニバーサルサービスが提供されるよう、『充てるべきところにしっかり充てる』との考え」の下とりまとめられたことについて理解いたします。 また、「国民が暮らすところでは『安定してつながる』環境を実現する」ため、不断の取組を進める必要があるとの考え方についても理解いたします。 他方、特にテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタルサービスを、離島・山間地等の地理的に条件が不利な地域を含め、全国あまねく高水準で実施できるようにするためにも、その基盤となる光ファイバ網を適切に整備・維持していくことは極めて重要であると認識しております。 したがって、交付金制度を含む基礎的電気通信役務制度の今後の見直しにあたっては、光ファイバ網の持続的な整備及び維持をゆるがせるものとならないか、及び、交付金による支援の対象となる区域、整備及び費用等が、ユニバーサルサービスの確保のために真に必要なかつ合理的な範囲に限定されているかについて、公開の場において、丁寧に検証されることを要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】	(意見57に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

■ その他の意見

意 見	考え方(案)	案の修正
(意見58)総論について ・「ユニバーサルサービス料」の推移、サービス提供の実態及び支援の状況等を総合的に勘案し、ユニバーサルサービスの維持・確保に向けて現行のユニバーサルサービス制度の見直しの方向性が示されたものと認識しております。 ・新たなユニバーサルサービス制度への移行にあたっては、利用者(国民)を含めた「みんなで支えるユニバーサルサービス」をめざすべく、利用者の理解を得ながら円滑な制度移行を実現するために、総務省・支援機関と事業者(適格事業者・負担事業者)が密に連携し、利用者に対する円滑かつ丁寧な広報や周知が必要であると考えます。 ・また、ユニバーサルサービス制度を取り巻く環境について、通信技術の発展等、今後も日々変化が見込まれることを踏まえ、当該制度の在り方について、適時適切に見直しを検討していただくことを要望します。 【株式会社NTTドコモ】	(意見58に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ○ 総務省において、今後の事業者間会合における検討状況や運用開始後の状況等を踏まえ、必要な制度整備について、継続的に検討することが適当であると考えます。 ○ また、関係事業者や総務省が連携して、周知に取り組むことが適当であると考えます。	無
(意見59)総論について 「全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とする」との政府目標の実現に向け、政策的な整備を推進すべき区域について、「内部相互補助」の考え方を適用しない類型を拡大し、地域を業務エリアとする電気通信事業者が各地域におけるブロードバンドサービスの担い手となるインセンティブを高める方向で交付金制度を見直すこととされています。この方向性は、ブロードバンド基盤整備の一層の促進につながり、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地域において不可欠な情報通信インフラの提供・維持に資するものと考えられることから、賛同いたします。 一方で、大幅な規制緩和により交付金規模の拡大が見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の持続的かつ安定的な運用を確保するためには、交付金規模の過度な拡大を抑制し、国民経済全体としての負担を最小化する観点も重要です。とりわけ、交付金の原資が利用者の負担するユニバーサルサービス料によって支えられていることに鑑みれば、国民の理解と納得を得ながら制度を運営するため、その負担の合理性・透明性を確保することが必要と考えます。 例えば、「内部相互補助」の考え方を適用しない類型を拡大する場合であっても、国民負担で構築された全国津々浦々の線路敷設基盤から多大な収益を得ている全国事業者が、追加的負担を国民に求めるのであれば、改めて慎重に議論を行ったうえで、国民のコンセンサスを得るべきと考えます。 また、メタル加入電話からの移行の進捗状況を踏まえつつ、適切な時期に「光ファイバや携帯電話網を活用した新たな交付金制度」について検討する方向性が示されています。メタル固定電話の維持コストは当面継続して発生するものの、メタル固定電話サービスの終了や光回線電話・モバイル網固定電話等への移行に伴うコスト削減効果に加え、ブロードバンドサービスへの移行拡大による収支改善も期待されます。このため、光ファイバ整備の完了後は、電話サービスを個別に支援する仕組みから、ブロードバンドに包含された電話サービスを支援する仕組みへの移行について、これらの効果を踏まえながら可能な限り早期に検討を進めるべきと考えます。 【KDDI株式会社】	(意見59に対する考え方) ○ 前段の御意見については、本答申(案)に対する賛同の御意見として承ります。 ○ 後段の御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

(意見60) ・NTT は 不採算地域にもサービス提供をする事が義務付けられているからこそ、独占状態を許されているのではなかったのか？ 不採算の地域だけ 税金補填というのは、国民として納得が行かない。 NTT の収益は過去最高のレベルと報道されていた筈だ。 政府の指導により、自社の利益のみではなく、公共インフラ企業としての義務を全うする様 資本を使わせるべきだ。 ・また、メタル回線から光・ワイヤレスへの移行計画の図では、令和18年でも メタル回線利用者が 現在の半数近く 存在するはずだが、「サービス以降終了」とは、まさか メタル回線利用者を切り捨てるという事か？ グラフが メタル回線利用ゼロを指しているものだとしても、通信利用者が 現在の半分になってしまう事になる。 すべての国民にサービス提供をする NTT の責務を、放棄するのか？ 利用者数の維持を求める。 【匿名A】	(意見60に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ○ なお、NTT東西によるメタル加入電話の光回線電話等への移行計画では、2035年を目途に移行を完了させることが想定されています。移行に当たって、NTT東西は、メタル加入電話の利用者に対して、光回線電話・(ブロードバンド重畳型の)光IP電話、ワイヤレス固定電話及びモバイル網固定電話を提供する意向を示しています。	無
(意見61) ユニバーサルサービスの提供は、スターリンクで足りることすべき。 【匿名B】	(意見61に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ○ 当審議会答申「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申(令和7年2月3日)において、非地上系ネットワーク(NTN)については「現時点でユニバーサルサービスに位置付けることは時期尚早であり、今後の技術の進展や利用の実態等を踏まえ、その位置付けは引き続き検討することが適当」としているところです。 ○ また、本答申(案)P55のとおり、ユニバーサルサービス制度の検討に当たっては、「日進月歩で進展する技術の動向をタイムリーに捉えて、人口減少社会に対応した経済効率的な通信技術の更なる活用」を視野に入れることとしています。	無
(意見62) 過疎地等が視野にある内容にも関わらず、関東の大学・団体が諮問委員会の多くを占めているため、今後は地理的な背景も含めて改善を求めたいです。 また、ソフトバンクは親会社が不適切な税務申告をするなど資本主義として有利な立場にあり、ソフトバンクのロビーイングに屈することなく結論づけることが必要です。 【匿名C】	(意見62に対する考え方) ○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ○ なお、本答申(案)の検討にあたっては、自治体をはじめとする関係者からのヒアリングを行い、その御意見を踏まえて進めてきたところです。	無
(意見63) 減税派・日本人ファーストの立場から、行政事務の徹底的な削減と不必要な国の規制の廃止を求め、さらに中国人および中国製品の排除を明確に要求し、本件三次答申(案)全体に反対する。本件は、令和7年改正法に基づく最終保障提供責務の導入を踏まえ、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い、役務提供確認手続、運用指針、第一種・第二種交付金制度の見直し、最	(意見63に対する考え方) ○ 本答申(案)は、令和7年の電気通信事業法改正により導入された最終保障提供責務の制度設計の方向性をまとめたもので、新たに行政の監督・調整事務を拡大するものではありません。また、関係する電気通信事業者にとってなるべく簡素でわかりやす	無

終保障電気通信役務に対する交付金算定方法などを定めるものである。しかし、これは電気通信事業者に新たな提供義務・確認手続・交付金負担を課し、行政の監督・調整事務を拡大するものであり、行政の肥大化と規制強化そのものである。日本人の負担を増やし、自由な経済活動を阻害し、結果として国民負担を増大させる答申であり、即時撤回・制度の大幅縮小を求める。あわせて、通信インフラの安全保障上、中国人・中国資本・中国製品の関与を完全に排除する措置を盛り込むことを強く要求する。

1. 行政事務の増大と不必要な規制の追加(最重要問題)

答申(案)は、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付け、技術基準(責任分界点、品質、緊急通報機能、損壊・故障対策等)を整備し、番号区画に関する技術的措置を求める。また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の制度化検討、役務提供確認の手続、新たなユニバーサルサービス制度の円滑な運用のための指針を設け、交付金制度(第一種・第二種)の見直しと最終保障役務に対する交付金算定方法を定める。

これらはすべて、**行政事務の大幅な増大**である。事業者は新たな基準適合・確認手続・報告・連携義務を強いられ、総務省側も指針運用・交付金算定・監督・調整事務が増える。行政事務の削減を掲げるなら、こうした「最終保障」名目の義務拡大・手続新設・指針策定をすべて削除し、既存のユニバーサルサービス制度自体を大幅に縮小・廃止すべきである。不必要な国の規制は廃止し、民間の競争と市場原理に委ねよ。

2. コスト増大による実質的増税効果と減税との矛盾

交付金制度の見直し・最終保障役務への交付金は、結局のところ事業者からの負担金(事実上の業界内課税)で賄われ、そのコストは通信料金やサービス価格に転嫁される。モバイル網固定電話のユニバーサル化や確認手続対応も、設備・運用・コンプライアンス費用を増大させる。これらはすべて事業者・利用者(日本人)の負担増となる。

減税派の立場から明確に指摘する。政府が減税を語る一方で、こうした交付金・義務コストを民間に転嫁するのは「隠れた増税」である。行政事務削減と規制廃止を徹底すれば、事業者の負担が下がり、結果として通信料金の低下や税収基盤を損なうことなく実質的な負担軽減につながる。答申(案)は逆方向であり、即時撤回を求める。特に「低廉性・利用可能性」を謳いながら、交付金や義務を積み重ねるのは欺瞞である。

3. 日本人ファーストの観点からの問題点と中国人・中国製品の排除

通信インフラは国家安全保障と国民生活の根幹である。本件は「最終保障提供責務」の名の下に、複数事業者連携や交付金を通じて制度を複雑化させるが、日本人ファーストであれば、まず日本国内事業者の負担軽減と競争力強化を優先すべきであり、行政主導の義務拡大ではない。

特に重大なのは、通信設備・端末・ネットワーク機器における中国製品・中国資本・中国人関与のリスクである。中国製通信機器(基地局、ルーター、端末関連部品等)や中国系事業者・技術者の関与は、安全保障上の深刻な脅威である。サイバー攻撃・情報漏洩・供給網依存のリスクを放置したままユニバーサルサービスを拡大することは、日本人の安全と主権を損なう。

よって、以下を明確に要求する。

－ ユニバーサルサービス・最終保障役務の提供に関わるすべての設備・機器・ソフトウェアについて、中国製品・中国製部品・中国資本企業の製品を完全に排除すること。

い、統一感のある制度設計を志向することが適当としています。

○ 国民への負担に関しては、交付金額の規模や「ユニバーサルサービス料」への影響についても配慮しつつ取組を進めることが適当であるとし、総務省においては、実際の「ユニバーサルサービス料」の推移等を注視しながら、過度な負担の水準とならないよう、交付金制度の検討・整備を進めていくべきであるとしています。

○ その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

- 中国人(中国国籍者および中国共産党関連組織に属する者)の関与(設計・運用・保守・技術者派遣等)を禁止し、日本国籍者または信頼できる同盟国出身者に限定すること。 - 交付金の算定・交付対象事業者についても、中国資本の影響を排除し、純粋な日本企業を優先すること。 - サプライチェーン全体で中国依存をゼロにする検証・報告義務を課すのではなく、最初から排除を原則とすること。 これらを徹底しなければ、日本人ファーストとは言えない。国は規制を増やすのではなく、中国排除を前提とした簡素な制度とし、日本企業が自由に動きやすい環境を整えるべきである。 ### 4. 全体としての規制強化とユニバーサルサービス制度の肥大化への懸念 本件は、令和7年改正法を受けた「制度の在り方」検討だが、基礎的電気通信役務制度・交付金制度がすでに複雑である中で、モバイル網固定電話追加・確認手続・指針・算定方法見直しを進める手法は、規制の際限ない拡大を招く。一度導入されれば、さらなる対象拡大や監督強化が続き、行政事務と民間負担が雪だるま式に増える。 「円滑な運用」「低廉性確保」を謳いながら、実質的には「国が義務を定め、手続を作り、交付金で調整する」枠組みを強化している。行政事務削減と不必要な規制廃止の立場から、こうした答申はすべて撤回し、ユニバーサルサービス義務・交付金制度自体の抜本的縮小・廃止を進めるべきである。通信サービスの確保は民間競争と技術革新で十分可能であり、省令・指針レベルで細かく義務を固定化する必要はない。加えて、中国排除を制度の前提条件とせよ。 ### 結論・要望 本件三次答申(案)は、 - 行政事務を不必要に増大させ、 - 民間にコストを転嫁して実質的な負担増(隠れた増税)をもたらし、 - 日本人ファーストの精神に反して日本企業を縛り、 - 中国人・中国製品の排除を怠り安全保障リスクを放置し、 - 不必要な国の規制を新たに積み重ねるものである。 よって、答申(案)全体を撤回し、モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化・役務提供確認手続・運用指針・交付金制度見直しをすべて見送ることを強く求める。代わりに、既存のユニバーサルサービス・交付金制度の大幅縮小・廃止、行政事務の削減、減税による民間活力の向上、および通信インフラからの中国人・中国製品・中国資本の完全排除を優先せよ。通信基盤の確保は重要だが、それは規制強化ではなく、規制緩和・減税・日本人優先によってこそ実現できる。 以上の意見を提出する。個別回答は不要とのことであるが、国民の負担軽減と行政のスリム化、ならびに中国排除による安全保障の徹底を真剣に検討されたい。 【個人B】		
(意見64) 【1 この案件に KPI が必須であることについて】 本制度の目的は、「全国どこに住んでいても、最低限の通信サービスが継続的に利用できる状態を維持す	(意見64Iに対する考え方) ○ 最終保障提供責務は、サービスの提供の求めを受けて発動される仕組みであるため、事前にKPIを設定することは、本質的に	無

ること」にあると理解しています。

にもかかわらず、三次答申(案)には、その達成状況を客観的に確認するための成果目標やKPI、基準値、目標値、達成期限が示されていません。

通信は、日常生活だけでなく、防災・救急・行政手続・教育・仕事など、ほぼすべての社会活動の基盤です。その最低保障制度を見直すのであれば、「制度導入後に本当に通信アクセスが守られているのか」を数値で確認できる仕組みが不可欠です。

したがって、本案件には成果目標とKPIの設定が「必須」であると考えます。

【2 この案件に必須と思われる KPI の例と、そのデータの集め方】

以下に、制度目的に直接対応する、必要最小限のKPI例を示します。

(1) 通信利用可能人口割合(全国・地域別)

・何割の国民が、最低限の通信サービスにアクセスできているかを示す指標です。

・データの収集方法:

総務省が、通信事業者の提供エリア情報と住民基本台帳等の人口データを突合して算出するべきです。

(2) 通信断絶地域の件数(年間・地域別)

・民間事業者の撤退や災害等により、通信が途絶した地域の件数を示す指標です。

・データの収集方法:

自治体と通信事業者が、通信断絶の発生情報を総務省へ報告し、総務省が集計するべきです。

(3) 最終保障提供責務の発動件数

・「民間では提供できないため、最終保障制度を使った」事例の件数です。

・データの収集方法:

通信事業者が最終保障提供責務の発動申請を行い、総務省がその件数を集計するべきです。

(4) 災害時の通信確保率

・災害発生時に、どれだけの地域で通信が維持されたかを示す指標です。

・データの収集方法:

自治体・消防・警察・通信事業者が災害時の通信状況を記録し、総務省が集計するべきです。

(5) 民間事業者の撤退件数(地域別)

・採算悪化等により、民間事業者が通信サービス提供をやめた地域の件数です。

・データの収集方法:

通信事業者が撤退届を総務省へ提出し、総務省が集計するべきです。

(6) 通信障害の発生件数(重大障害のみでも可)

・通信品質の維持状況を確認するための指標です。

・データの収集方法:

通信事業者が障害報告を行い、総務省が集計するべきです。

これらは、既存の行政データや事業者データを組み合わせれば算出可能であり、過度な事務負担を生じない範囲で制度の実効性を確認できるものです。

なじまないものであると考えます。

○ 総務省においては、予算措置による光ファイバ等の全国的な整備や、最終保障提供責務を含むユニバーサルサービス制度の運用を通して、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境を実現していくべきと考えます。

【3 行政手続法39条2項との関係について】

行政手続法39条2項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたもの」でなければならないと定めています。

本件三次答申(案)は、制度の枠組みや考え方については一定の説明がありますが、

- ・制度導入後に何をもって「成功」とみなすのか
- ・どの程度の通信アクセスが維持されていれば目的達成と評価するのか
- ・その達成状況をどの指標で、いつまでに、どの水準まで目指すのか

といった「具体的かつ明確な成果目標」が示されていません。

この状態では、国民から見て「制度がうまくいっているのか」「税金や負担が妥当な範囲なのか」を判断することができません。

行政手続法39条2項の趣旨は、命令等の内容を国民が理解し、評価できるようにすることにあります。

その趣旨に照らすと、本件は「具体的かつ明確な内容」と言うには不十分であり、改善が必要だと考えます。

この条文の意味を理解できず、成果目標やKPIを一切示さないまま制度設計を進める行政官は、結果として納税者に不利益を与えかねません。

行政官の方々には、「国民から見て分かりやすく、評価可能な制度を作ることが自らの責務である」という点を、穏やかに、しかし真剣に受け止めていただきたいと思います。

必要であれば、自らの職務のあり方を見直し、責任ある立場から身を引くことも選択肢として考えていただくべきだと、優しく諭す形で申し上げます。

【4 成果目標もKPIもない現状への改善要請(文系・法学部卒向けの書き方)】

現在の三次答申(案)には、成果目標もKPIも設定されていません。

この点について、次のような改善を求めます。

政府はすでに、全府省庁・原則全事業を対象として「EBPM(証拠に基づく政策立案)」や「行政事業レビュー」を進めています。

その趣旨に照らせば、本件についても、なぜ成果目標や客観的な効果検証指標が設定されていないのか、その理由を明示する必要があります。

そのうえで、

- ・政策効果を検証可能な成果指標
- ・その指標の基準値(現状の数値)
- ・目標値(いつまでにどの水準を目指すのか)
- ・達成期限(年度・年数など)

を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。

ここで挙げたようなKPIは、欧米では一般的に使われているとのことですので、もし分かりにくければ、欧米の関係者や専門家に確認していただくことも有効だと思います。

ただし、注意していただきたい点があります。

「客観的な成果目標やKPI」は、思いつくものを全部並べれば良いというものではありません。

記録項目が増えすぎると、現場での勘違い・見逃し・誤記載が増え、結果として使えないデータになってしまい

ます。 重要なのは、 ・人が最短時間で記録・集計できること ・最小限の時間とコストで、最大限の効率・効果を得られること を意識して、バランスよく制度設計を行うことです。 「客観的な成果目標とKPI」の設定と運用によって、少なからず人命を救う機会が生まれる可能性もあります。 例えば、スパーシアの事故で4人が亡くなった件など、多くの現場や統計で指摘されているように、「業務経験が長くなると、慣れによって緊張感が薄れ、確認不足や手順の省略が増える」という傾向があります。 そのような事故が増えているのか、減っているのかを、KPIという数値データの増減で見ることで、「危険が高まっている」「改善が進んでいる」といった兆候に気づくことができます。 もちろん、「客観的な成果目標とKPI」を最初から完璧に作ることはできません。 未知のトラブルを事前にすべて予測することは不可能です。 ですので、最初は「完成度50%程度」を目安に設定し、2か月ごと、あるいは半年ごとに見直しを行うような運用を提案します。 特に法学部卒の文系の方は、「制度は100%完全でなければならない」と考えがちですが、実際には「何かを100%完全だと判断できる人など存在しない」という事実を、戒めとして覚えておいていただきたいです。 制度もKPIも、「まずは動かしてみ、定期的に改善するもの」として捉えていただければと思います。 その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただくことも一案です。 【匿名D】		
(意見65) 本答申案の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の生活必需品である通信インフラをめぐる行政・事業者の姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、携帯電話通信、地上波放送、光回線といった通信・放送インフラは、現代社会を生きるすべての国民にとって水道や電気と同等の「生活必需品」であるという点への強い認識の提示です。これらを事業者の利益追求や市場の論理に委ねるのではなく、過度な負担増を防ぐために国家が責任を持って価格や利用権をコントロールする**「公共料金化」**を推し進め、すべての国民が負担感を抑えて利用できる環境を保障することこそが行政の本来の使命です。 第二に、市場の採算性や効率化、企業間の金儲け優先の構造を野放しにし、地方や弱者へしわ寄せを強いるような制度改定は断じて容認できません。少子高齢化や格差拡大が深刻化する中で、国や総務省が最優先で取り組むべきは、通信等の生活必需インフラを公共料金として位置づけ、勤労者・生活者の生活防衛を最優先する公正な社会経済基盤を死守することです。過剰な便利の追求や利益偏重の政策運営を改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する抜本的な政策転換を強く求めます。 【匿名E】	(意見65に対する考え方) ○ 御意見のとおり、通信インフラは国民生活にとって必要不可欠なものであり、そのために、電話及びブロードバンドサービスのユニバーサルサービス制度が講じられているところです。 ○ 本答申(案)は、令和7年の電気通信事業法改正により導入された最終保障提供責務の制度設計の方向性をまとめたもので、離島や山間地域を含めてどこでも利用可能な通信環境の実現に資するものです。	無

(以上)